



第2期 大阪府 食の安全安心



推進計画

平成25年度～平成29年度



平成25年4月 大阪府



はじめに



安全で安心な食生活は全ての府民の願いであり、府民が健康に暮らしていく上で、極めて重要です。大阪府では、府民の食の安全安心を確保するため、平成19年4月1日に制定した「大阪府食の安全安心推進条例」に基づき、平成20年4月に「大阪府食の安全安心推進計画」を策定し、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めてまいりました。

これまでの5年間で、消費者行政の一元化を目的とした消費者庁の発足や国のBSE対策の見直しなど、食を取り巻く体制や現状は大きく変化しています。また、原子力発電所事故による食品の放射性物質汚染などの継続的な対策が必要な事案も発生しています。

こうした現状に対して、引き続き、食の安全安心を確保するための対策を確実に講じるため、平成25年度から平成29年度までの「第2期大阪府食の安全安心推進計画」を策定しました。

第2期計画では、取り組むべき施策を「生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保」、「健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実」、「情報の提供の促進」、「事業者の自主的な取組促進」の4つの視点に施策を大別して、大阪府が5年間で実施すべき取組を明らかにしました。

また、食の安全安心は、府を始め、関係する機関及び団体、研究者、事業者、更には府民自らが、食に関わる様々な課題を十分認識し、それぞれの責務や役割を自覚し、共に協力して確保するものであることから、第2期計画では、行政の取組に加え、消費者である府民の役割や事業者の責務についても記載しました。

今後は、この計画に基づき、事業者を始め府民の皆様と協力しながら食の安全安心の確保に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご助言をいただいた「大阪府食の安全安心推進協議会」の委員や関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成25年4月

大阪府知事 松井 一郎

目 次

第 1 章	食の安全安心に関する現状と課題	1
1	食にまつわる主な出来事	2
2	食の安全安心に関する府民意識	3
3	前計画の主な取組成果	4
4	今後の課題	7
第 2 章	推進計画改定の基本的な考え方	9
1	条例の目的及び理念	10
2	計画改定の趣旨	11
3	計画の基本的事項	12
第 3 章	食の安全安心の確保に関する施策	17
1	生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保	18
(1)	監視指導の体制	18
(2)	食品等の試験検査	22
(3)	表示の適正化の推進	27
2	健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実	32
(1)	情報の収集及び調査研究	32
(2)	自主回収報告制度	34
(3)	緊急時に迅速に対応できる体制の確保	35
(4)	健康被害の拡大防止のための情報の公表	37
3	情報の提供の促進	38
(1)	リスクコミュニケーションの促進	38
(2)	正しく分かりやすい情報の提供	40
(3)	知識の普及啓発等	42
4	事業者の自主的な取組促進	45
(1)	事業者への技術的支援	45
(2)	事業者の自主衛生管理の推進	47
第 4 章	各施策の取組体制	49
1	関係部局との連携	50
2	国や地方自治体との連携	50
3	人材の育成	52
第 5 章	資料等	53
1	大阪府食の安全安心推進条例	54
2	大阪府食の安全安心推進協議会	58
3	食の安全安心に関するアンケート実施結果概要について	59
4	食に関する危機管理関係マニュアル一覧	61
5	食の安全安心に関するお問い合わせ先	64
6	用語説明	65

文中の説明を要する語句には※を付し、「6 用語説明」で説明しています。

第1章 食の安全安心に関する現状と課題 【現状と課題】

第2章 推進計画改定の基本的な考え方 【基本理念】

第3章 食の安全安心の確保に関する施策 【基本施策】

1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保 （生産から消費）

2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実 （健康被害防止）

3 情報の提供の促進 （情報の提供）

4 事業者の自主的な取組促進 （事業者支援）

第4章 各施策の取組体制 【取組体制】

第5章 資料等 【付属資料】

1
現状と課題

2
基本理念

3
基本施策

1
生産から消費

2
健康被害防止

3
情報の提供

4
事業者支援

4
取組体制

5
付属資料

第 1 章

食の安全安心に関する現状と課題

- 1 食にまつわる主な出来事
- 2 食の安全安心に関する府民意識
- 3 前計画の主な取組成果
- 4 今後の課題

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

食の安全安心に関する現状と課題

1 食にまつわる主な出来事

これまで、食の安全安心を揺るがす事件や事故が起きるたびに、法改正や省庁の再編など、再発防止及び未然防止のための対策が行われてきました。

特に、平成15年には、BSE*問題を契機に『食品安全基本法*』が施行され、「リスク分析」という考え方が導入されるなど、食品安全行政のあり方が大きく変化しました。

また、平成21年には、中国産冷凍餃子問題等を背景に、縦割りの行政を見直すため、消費者庁が発足し、消費者の立場に立った仕組みづくりを推進するため、行政組織が再編されました。

さらに、平成23年には、東日本大震災による原子力発電所事故により、食の安全安心を揺るがす食品への放射性物質汚染問題が起こっています。また、これまでも問題視されていた生食肉による腸管出血性大腸菌食中毒の死亡事件が発生したことにより、生食用食肉の規格基準が設定されました。

今日までをふりかえると下記に示すとおり、数々の食にまつわる出来事がありました。

年表) 食にまつわる主な出来事

年月	内容
平成13年9月	国内でBSEが発生
12月	中国産冷凍野菜の残留農薬基準超過
平成14年2月	大手食品メーカーの牛肉偽装、その他産地偽装事件
平成15年7月	食品安全基本法施行
平成16年1月	国内で高病原性鳥インフルエンザの発生
平成18年5月	残留農薬のポジティブリスト制度が施行
平成19年1月	洋菓子工場での期限切れ原材料の使用問題
4月	大阪府食の安全安心推進条例施行
6月	牛肉コロッケ偽装事件
平成20年1月	中国産冷凍餃子による有機リン中毒事案が発生
3月	大阪府食の安全安心推進計画の策定
9月	非食用米穀の不正流通
9月	加工食品へのメラミン混入
平成21年5月	JAS法*の改正（産地偽装に対する直罰化）
9月	消費者庁の発足
平成22年4月	口蹄疫の発生
11月～3月	国内9県で高病原性鳥インフルエンザの発生
平成23年3月	東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散
4月	焼肉チェーン店でのO111食中毒事件の発生
7月	米トレーサビリティ法の施行
10月	生食用食肉の規格基準設定
平成24年7月	牛肝臓の規格基準設定

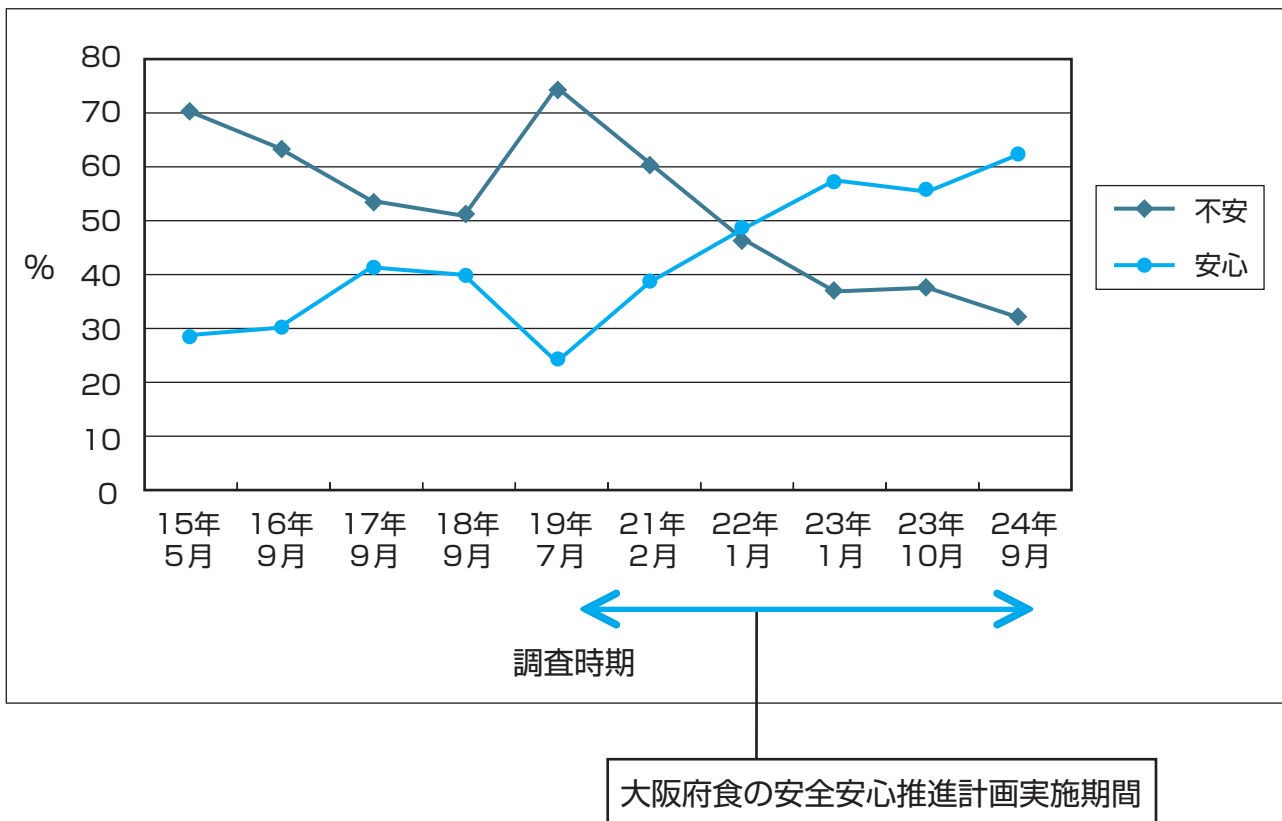
2 食の安全安心に関する府民意識

府では、府民の食に対する安心と不安の傾向を知るため、平成15年から開始した府民アンケートの中で、流通する食品に対して、「安全安心だと思いますか？」という問いを継続して行い、食の安全安心に関する府民意識の推移を調査してきました。（アンケート実施結果概要については、第5章資料編59ページに記載しています。）

過去の調査結果をみると、平成19年に発覚した洋菓子工場での期限切れ原材料使用問題や、牛肉コロッケ偽装問題など、相次ぐ食品偽装問題が影響し、平成19年7月の調査では、「不安」の割合が「安心」を大きく超えていました。

しかしながら、平成22年1月に実施したアンケートでは、調査を開始して以来、初めて「安心」の割合が「不安」の割合を上回り、さらに、平成24年9月に実施したアンケートでは、「安心」の割合は62.3%で、「不安」に感じている府民は32.1%であり、「安心」の割合が「不安」の割合を大きく超えています。

図 安心と不安の傾向



1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

3 前計画の主な取組成果

前計画に基づく5ヵ年の主な取組成果をまとめると以下ようになります。なお、前計画で掲げた数値目標の達成状況は、6ページの表〈目標指標の達成状況〉のとおりです。

1. 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

1) 生産段階での取組

◆ 貝毒の監視

大阪湾沿岸に生息する二枚貝等の毒化に対して、貝毒の原因となる有害プランクトンの発生状況を監視し、必要に応じてアサリ・アカガイ・トリガイ・シジミの二枚貝の貝毒検査を実施しました。

また、潮干狩りシーズン中の3月～6月には泉南地区潮干狩り場等（二色浜、男里川河口域）におけるアサリの貝毒検査を毎月実施し、アサリの安全対策を図りました。

二枚貝の貝毒発生状況をみると、ほぼ毎年のように規制値を超える毒化がみられることから、引き続き貝毒の原因となる有害プランクトンの調査及び二枚貝の貝毒検査を実施していく必要があります。

（5年間の大阪湾沿岸の二枚貝の貝毒発生状況）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
貝毒発生状況	規制値超過	規制値以下	規制値超過	規制値超過	規制値以下

2) 製造・加工・販売段階

◆ 大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導、食品等の試験検査

大阪府食品衛生監視指導計画に基づき、保健所等の食品衛生監視員により計画的に食品関連施設への監視指導や食品等の検査を実施しました。

また、食品の放射性物質汚染問題に対する出荷制限が指示された食品の販売状況の緊急監視や流通食品の検査、ユッケ等の生食肉の取扱状況の緊急監視など、食品衛生に係る問題が発生した場合には、必要に応じて緊急特別監視や検査を実施しました。

流通段階において違反食品を排除するためには、計画的な監視指導や食品等の試験検査を継続して実施していく必要があります。

監視指導施設数（平成23年度）

33,188件（うち行政措置件数112件）

監収去検査件数（平成23年度）

4,395件（うち違反件数4件）

2. 健康被害の未然防止や拡大防止に関する体制の整備

1) リスクコミュニケーションの促進

◆ シンポジウム、セミナー等によるリスクコミュニケーションの実施

府民の関心の高いテーマをもとにシンポジウムを実施し、府民、食品関連事業者、行政関係

者の意見交換を行いました。また、サイエンスカフェ形式や小学生向けの体験型の食の安全教室など、様々な形式によりリスクコミュニケーションを実施しました。

府民の様々な疑問や不安に応えられるよう、効果的なリスクコミュニケーションを行うためには、テーマや対象者を考慮していく必要があります。

リスクコミュニケーションの実施回数

6回（平成20年度） ➡ 9回（平成23年度）

2) 健康被害の拡大防止のための情報の公表

大阪府食の安全安心推進条例第19条に基づき設置した「大阪府食の安全推進対策専門委員会」において、「中国における牛乳へのメラミン混入事案」について、専門委員会のご意見及び内閣府食品安全委員会の情報を基に、「メラミンに関するQ & A」を作成しました。また、迅速かつ適切な情報提供ができるよう事例検討を実施しました。

※「大阪府食の安全推進対策専門委員会」は、平成24年11月から「大阪府食品健康被害防止審議会」になりました。

3. 情報の収集及び提供

1) 正しくわかりやすい情報の収集及び提供

◆ 大阪府ホームページ及びメールマガジンによる情報提供

平成21年度より、緊急情報などを速やかに情報発信するための新たなツールとして、パソコンや携帯電話による「大阪府食の安全安心メールマガジン」の配信を開始しました。

メールマガジンの登録者数は、アドレスの変更や解約により減少することから、今後も積極的に登録者を増やす活動を行う必要があります。

メールマガジン登録者数

平成21年4月配信開始 ➡ 4,750名（平成24年10月現在）

2) 事業者の取組の支援

◆ 大阪版食の安全安心認証制度

大阪版食の安全安心認証制度を創設し、「飲食店及び喫茶店営業」、「食品を製造する営業」を対象として、平成21年4月から運用を開始しました。平成22年2月には、「食品を販売する営業」の認証基準を設定し、制度の対象となる業種を3業種に拡大しました。

食品関連事業者の自主的な食の安全安心の取組を促し、食品業界全体の衛生レベルを底上げするために、この制度を普及させる必要があります。

認証施設数

平成21年4月制度開始 ➡ 96件（平成24年9月現在）

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

表<目標指標の達成状況>

施策内容	平成19年度	平成23年度	平成24年度	備考
目標指標	実績	実績	目標 (最終目標)	
1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保				
食品関係営業施設の監視指導 (監視指導施設数：件)	35,000	33,000	35,000	件数には大阪市、堺市、高槻市、東大阪市は含まれていません。なお、平成24年4月から豊中市が中核市へ移行しました。
流通食品等の収去検査 (収去検査件数：件)	4,200	4,600	4,200	件数には大阪市、堺市、高槻市、東大阪市は含まれていません。なお、平成24年4月から豊中市が中核市へ移行しました。
BSE対策事業 (BSE検査)	全頭	全頭	全頭	件数には大阪市、堺市、高槻市、東大阪市は含まれていません。なお、平成24年4月から豊中市が中核市へ移行しました。
健康食品関係施設への合同監視指導	1回/年	1回/年	1回/年	
巡回点検店舗における表示状況（JAS法） (概ね正しく表示されている店舗)	67%	77.5%	80%	
2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する体制の整備				
リスクコミュニケーションの実施回数 (セミナー・シンポジウム等)	3	9	10	
食中毒及び健康被害に繋がるおそれのある食品 苦情の発生件数	1,500	1,350	1,300	
大阪府立公衆衛生研究所における残留農薬検査 項目数	132	153	200	
大阪府環境農林水産総合研究所における研究成 果の普及、技術支援のためのセミナー、講演会 等の開催（技術セミナー、講演会の開催件数： 件）（主な話題が食の安全・安心以外のセミ ナー等も含む）	33	36	40	
3 情報の収集及び提供				
食品衛生講習会等の実施 (講習会参加人数)	19,000	16,000	20,000	
公衛研ニュースの発行年間回数	3	3	4	
メールマガジン「かわら版@iph」読者数	600	1,000	970	
公開セミナーの開催	1回/年 150名	1回/年 130名	2回/年 300名	
大阪エコ農産物認証制度の推進（面積：ha）	328	487	410 (22年度)	
食品衛生関係優良施設（表彰者数）の表彰	471	377	500	平成22,23年度は保健所長表彰を計上しています。

4 今後の課題

第1期計画を策定後5年が経過し、府の情報発信のあり方や食品事業者の取組支援等についてご意見をいただきながら、計画的に施策を進めてきました。その間にも、中国産冷凍餃子農薬混入事件や非食用事故米穀の不正流通事件、さらには生食用食肉を原因とする死亡事件等、食に関わる事件が起こり、その度に法改正が行われるなどし、府としても再発防止対策に努めてきました。

毎年行っている食の安全安心に関する府民意識調査では、「安心」と感じている人の割合は、5年前に比べ38.1%増加し、6割を超え、少しずつですが、増加傾向にあります。

しかしながら、依然として3割を超える人が「不安」と感じており、「食品の偽装表示」や「輸入食品の安全性」に特に不安を感じていると回答されています。

これから第2期計画を進めていく中で、少しでも不安と感じる人を減らしていくためにも、引き続き計画的に食の安全性及び信頼性を確保する施策を展開していく必要があります。

<食の安全性の確保>

食の安全性を確保するためには、生産から販売に至る各段階での府の監視指導や検査等の実施並びに事業者の自主衛生管理の取組が必要不可欠です。

府においては、大阪府食品衛生監視指導計画等に基づき計画的な監視指導や検査を行っていますが、事業者への指導助言等の技術的支援や「大阪版食の安全安心認証制度」の普及による食の安全性の向上や、顕彰制度を活用した自主的な取組の促進により、さらなる食の安全性の確保を進めていくことが必要です。

<食の信頼性の確保>

府民が安心して食品を消費するためには、食の安全性が府民にとって信頼できるものでなければなりません。しかし一方で、人それぞれの立場や経験、知識の差によって、その安全性が信頼できるものであるかどうかの捉え方は異なります。

食の信頼性を確保するためには、安全性の科学的根拠やその安全性がどのように確保されているかを、府民に知ってもらい、よく理解してもらう必要があります。

そのためには、食の安全性を分かりやすく情報提供する工夫や、府民、事業者、行政、それぞれの立場からの情報や意見交換を行うリスクコミュニケーションの実施方法等を充実させることにより、さらなる食の信頼性の確保を進めていくことが必要です。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

第 2 章

推進計画改定の基本的な考え方

- 1 条例の目的及び理念
- 2 計画改定の趣旨
- 3 計画の基本的事項

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

推進計画改定の基本的な考え方

1 条例の目的及び理念

平成19年4月1日に施行した大阪府食の安全安心推進条例（以下「条例」という。）は、食の安全安心の確保に関し、次のことを目的として策定しました。

- (1) 基本理念を定め、府及び食品関連事業者の責務並びに府民の役割を明らかにする。
- (2) 府の施策の基本となる事項を定めて、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進する。
- (3) 食品による健康被害の拡大を防止し、現在及び将来の府民の健康の保護を図る。

また、食の安全安心の確保に関し、その基本理念として、次の4点を掲げています。

- (1) 府民の健康の保護が最も重要であるという認識の下で、必要な措置を講じる。
- (2) 食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、府民の健康への悪影響を未然に防止する観点から科学的知見に基づき、必要な措置を講じる。
- (3) 食品等及び生産資材の安全性に関する府、食品関連事業者、府民、有識者等の相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション*）を促進する。
- (4) 府民、食品関連事業者及び府の相互理解と協力の下に行う。

2 計画改定の趣旨

府では、条例に基づき、府における食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成20年3月に5カ年計画として「大阪府食の安全安心推進計画」を策定し、施策を推進してきました。

ここ数年の食の安全安心に関する府民意識調査の結果をみると、「安心」と回答した方の割合は「不安」と回答した方の割合を上回っているものの、一方で、3割を超える方が「不安」と感じている現状があります。

このような状況を踏まえ、前計画に基づき取り組んできた施策の成果や、食を取り巻く現状と課題を整理し、さらに食の安全安心確保に向けて着実に対策を講じるため、「第2期 大阪府食の安全安心推進計画」を策定することとしました。

第2期計画の策定にあたっては、次のとおり計画のあり方を明確にし、食品関連事業者、府民の協力体制のもとに、府が食の安全安心の確保に関する施策を確実に実施していくこととしました。

府は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、取り組むべき施策を四つに大別し、関係部局が連携して行う取組を明確にしました。

また、食品関連事業者の責務及び府民の役割として、府が実施する施策に協力していただく内容を明確にしました。

府の施策

- 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保
- 2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実
- 3 情報の提供の促進
- 4 事業者の自主的な取組促進

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

3 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

この計画は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、平成19年4月に施行された条例第8条の規定に基づき、「大阪府食の安全安心推進協議会」の意見を聴いて策定するものです。

(2) 計画期間

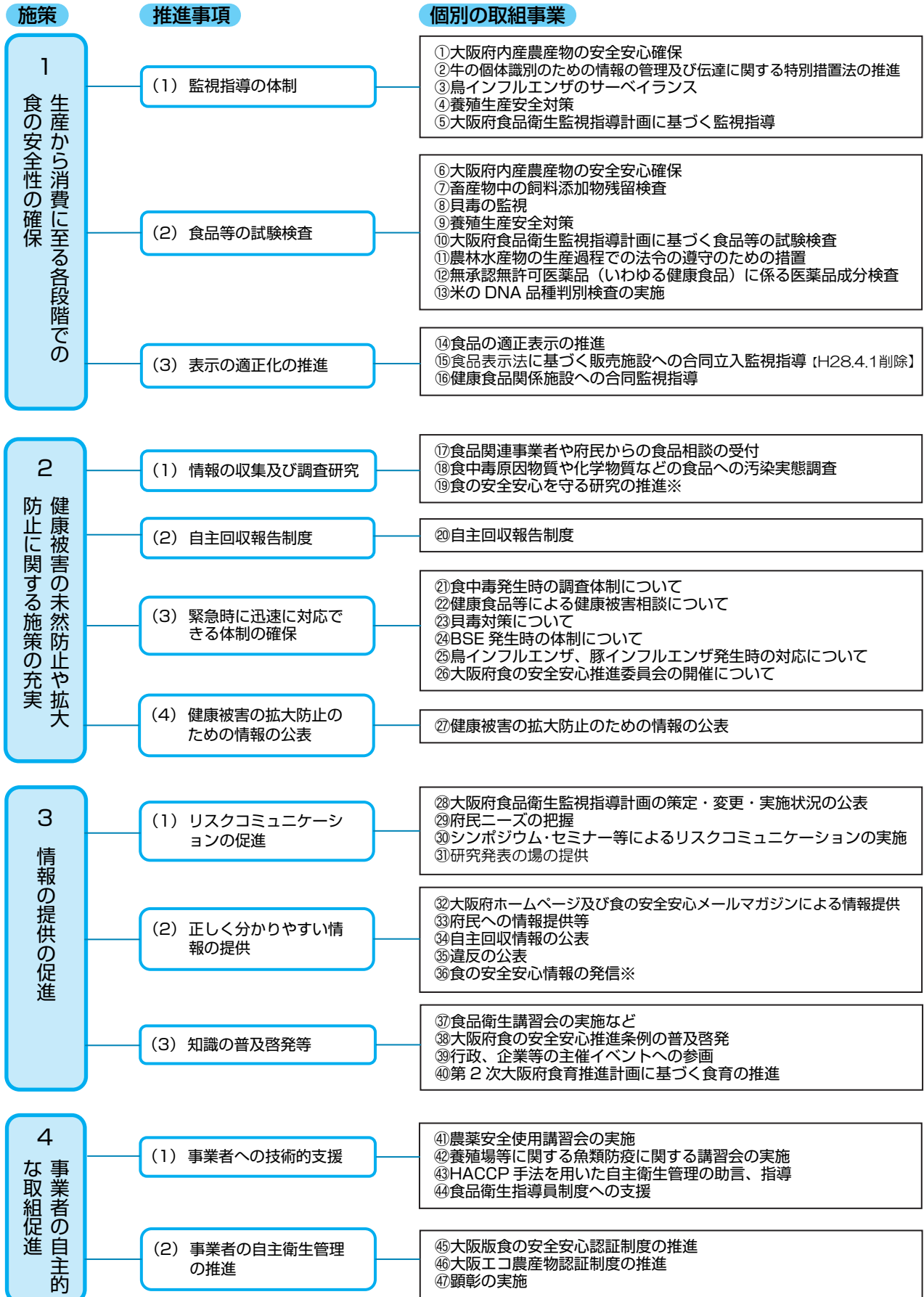
平成25年4月から平成30年3月までの5カ年計画とします。

(3) 推進計画の変更及び進捗状況の検証及び公表

計画は平成25年度から平成29年度までの5カ年計画としていますが、必要に応じて随時見直し、計画に変更が生じた場合には本計画と同様に公表します。

さらに、府、食品関連事業者及び府民が、食の安全安心の確保の取組について現状を把握して、課題等を共有することによって、その後の取組につなげるため、大阪府食の安全安心推進協議会に計画の進捗状況を報告し、実施状況の検証を行います。これらの状況についても、毎年度、公表します。

(4) 食の安全安心の確保に関する施策（第3章）の体系図



1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

地方独立行政法人化により、府関連施設の取組に変更

(5) 計画の見方

施策の名称です。

施策の実現のための
基本的事項です。

基本的事項に取り組む
ポイントです。

取組ポイントや
取組のイメージを
表しています。

府が取組む事業
の内容です。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

第3章

食の安全安心の確保に関する施策

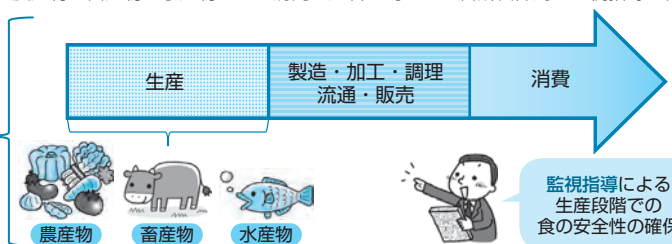
1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

1 監視指導の体制

食品の安全性の確保は第一義的には食品関連事業者の責務ですが、その食品関連事業者の取組を確実なものとするため、府は、生産から消費に至るまでの一貫した監視、指導等を関係法令に基づき行います。

●●● 取組のポイント（生産段階での施策） ●●●

農産物、畜産物、水産物などの府内生産者に対して、各所管部局が監視指導を行います。



府の取組ポイント

- ① 大阪府内産農産物の安全安心確保（農政室）
「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、生産者等が農業の誤使用により食品衛生法に違反する疑いがある場合は、残留農薬を検査するなど、安全性が確認されない限り、出荷しないよう指導するとともに、府の職員が立入検査等を実施します。府は安全性に問題がある農産物を出荷・販売しないよう必要に応じて勧告を行います。
- ② 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「牛トレーサビリティ法^{*}」という）の推進（動物愛護畜産課）
府内牛飼養農家に対して、個体識別耳標の装着及び個体情報の届出を指導します。
- ③ 鳥インフルエンザのサーベイランス^{*}（動物愛護畜産課）
家畜保健衛生所は府内養鶏農家の鶏を対象に定期的な臨床検査とウイルス検査を実施します。
- ④ 養殖生産安全対策（水産課）
養殖魚介類の感染性疾患のまん延防止のため、養殖場等に対し、魚類防疫に関する講習や指導・監視等を行います。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

事業者の取組むべき
主な内容です。

府民が取組める内容を
記載しています。

府の主な事業の達成度
を表す指標です。

第2期 大阪府 **食** の **安全** **安心** 推進計画

期待される事業者の取組ポイント

- **農業管理指導士***の設置及び、指導体制の整備
農業を安全に使用できるよう、府が認定する農業管理指導士による指導体制を確立しましょう。
- **農業の散布時の飛散防止**
農業の飛散（ドリフト）による適用外農産物への農業の飛散を防ぐために、農業散布時には、風向きに注意しましょう。また、場合によっては粒剤など、飛散の少ない農業を活用しましょう。
- **動物用医薬品等の適正使用**
動物用医薬品や水産用医薬品は適正に使用しなければ、畜水産物中に残留し、食べた方の健康をそごうおそれがありますので、使用方法を遵守して適切に使用すること。
- **生産履歴の記帳（農業の防除日誌、動物用医薬品の投薬記録）**
農業や動物用医薬品などが適正に使用されたことがわかるよう記録を作成し、保存しましょう。
- **GAP手法***の導入による農産物の安全性の向上
GAP手法の導入により、農業経営の改善や効率化を図りましょう。
- **飼養衛生管理基準***の遵守による家畜伝染病の予防
家畜の伝染性疾病のまん延防止のため、家畜に伝染性疾患を疑う症状が出た際には、最寄りの家畜保健衛生所へ届け出ること。
- **牛個体識別番号等の届出**
牛トレーサビリティ法に基づき、牛の出生時や譲渡し等の際には、個体識別番号等を独立行政法人家畜改良センター*へ適切に速やかに届け出ること。

期待される府民の取組ポイント

生産段階での食の安全性確保の取組を知り、理解を深めましょう。
さらに、家族や友人、身近な人たちと一緒に考え、話し合う機会を持ち、正しい知識を共有しましょう。
★食の安全安心に関するお問い合わせ先は64ページをご参照ください。

事業目標

施策内容 (目標指標)	現状 (24年度見込)	目標 (25年度)	目標 (29年度)
鳥インフルエンザのサーベイランス (府内養鶏農家の検査数)	1回以上/施設	1回以上/施設	1回以上/施設

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

第 3 章

食の安全安心の確保に関する施策

- 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保
 - (1) 監視指導の体制
 - (2) 食品等の試験検査
 - (3) 表示の適正化の推進
- 2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実
 - (1) 情報の収集及び調査研究
 - (2) 自主回収報告制度
 - (3) 緊急時に迅速に対応できる体制の確保
 - (4) 健康被害の拡大防止のための情報の公表
- 3 情報の提供の促進
 - (1) リスクコミュニケーションの促進
 - (2) 正しく分かりやすい情報の提供
 - (3) 知識の普及啓発等
- 4 事業者の自主的な取組促進
 - (1) 事業者への技術的支援
 - (2) 事業者の自主衛生管理の推進

食の安全安心の確保に関する施策

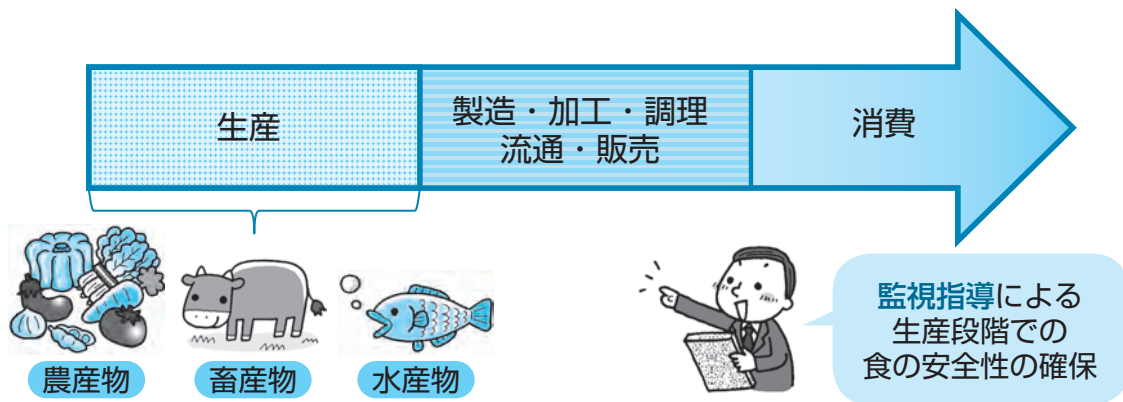
1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

1 監視指導の体制

食品の安全性の確保は第一義的には食品関連事業者の責務ですが、その食品関連事業者の取組を確実なものとするため、府は、生産から消費に至るまでの一貫した監視、指導等に関係法令に基づき行います。

●●● 取組のポイント（生産段階での施策） ●●●

農産物、畜産物、水産物などの府内生産者に対して、各所管部局が監視指導を行います。



府の取組ポイント

① 大阪府内産農産物の安全安心確保（農政室）

「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、生産者等が農薬の誤使用により食品衛生法に違反する疑いがある場合は、残留農薬を検査するなど、安全性が確認されない限り、出荷しないよう指導するとともに、府の職員が立入検査等を実施します。府は安全性に問題がある農産物を出荷・販売しないよう必要に応じて勧告を行います。

② 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「牛トレーサビリティ法^{*}」）の推進（動物愛護畜産課）

府内牛飼養農家に対して、個体識別耳標の装着及び個体情報の届出を指導します。

③ 鳥インフルエンザのサーベイランス^{*}（動物愛護畜産課）

家畜保健衛生所は府内養鶏農家の鶏を対象に定期的な臨床検査とウイルス検査を実施します。

④ 養殖生産安全対策（水産課）

養殖魚介類の感染性疾患のまん延防止のため、養殖場等に対し、魚類防疫に関する講習や指導・監視等を行います。

期待される事業者の取組ポイント

- 農薬管理指導士*の設置及び、指導体制の整備**
 農薬を安全に使用できるよう、府が認定する農薬管理指導士による指導体制を確立しましょう。
- 農薬の散布時の飛散防止**
 農薬の飛散（ドリフト）による適用外農産物への農薬の飛散を防ぐために、農薬散布時には、風向きに注意しましょう。また、場合によっては粒剤など、飛散の少ない農薬を活用しましょう。
- 動物用医薬品等の適正使用**
 動物用医薬品や水産用医薬品は適正に使用しなければ、畜水産物中に残留し、食べた方の健康をそこなうおそれがありますので、使用方法を遵守して適切に使用すること。
- 生産履歴の記帳（農薬の防除日誌、動物用医薬品の投薬記録）**
 農薬や動物用医薬品などが適正に使用されたことがわかるよう記録を作成し、保存しましょう。
- GAP手法*の導入による農産物の安全性の向上**
 GAP手法の導入により、農業経営の改善や効率化を図りましょう。
- 飼養衛生管理基準*の遵守による家畜伝染病の予防**
 家畜の伝染性疾病のまん延防止のため、家畜に伝染性疾病を疑う症状が出た際には、最寄りの家畜保健衛生所へ届け出ること。
- 牛個体識別番号等の届出**
 牛トレーサビリティ法に基づき、牛の出生時や譲渡し等の際には、個体識別番号等を独立行政法人家畜改良センター*へ適切に速やかに届け出ること。

期待される府民の取組ポイント

- 生産段階での食の安全性確保の取組を知り、理解を深めましょう。
 さらに、家族や友人、身近な人たちと一緒に考え、話し合う機会を持ち、正しい知識を共有しましょう。
 ★食の安全安心に関するお問い合わせ先は64ページをご参照ください。

事業目標

施策内容 (目標指標)	現状 (24年度見込)	目標 (25年度)	目標 (29年度)
鳥インフルエンザのサーベイランス (府内養鶏農家の検査数)	1回以上/施設	1回以上/施設	1回以上/施設

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

●●● 取組のポイント(製造・加工・調理・流通・販売段階での施策) ●●●

食品の製造・加工業者をはじめ、食品の保管や運搬を担う流通業者、販売業者などに対して、監視指導を行います。



府の取組ポイント

⑤ 大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導（食の安全推進課・保健所・食品衛生検査所・食肉衛生検査所）

大阪府食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生関係施設における食品の衛生的な取扱い及び施設の衛生管理について監視指導を行います。

また、状況に応じて次のとおり該当施設への監視指導を行います。

(ア) 重点監視の実施

事故が発生した場合に重篤な影響を及ぼす可能性のある施設等に対して、重点的に監視指導を行います。

(イ) 緊急特別監視の実施

特定の違反事例が頻発するなど、食品衛生に係る問題が発生し、かつ、全国一斉に同一の事項を対象とした監視指導の実施が必要な場合は、随時、厚生労働省が示す方針を踏まえて、監視指導を行います。

(ウ) 府民からの食品苦情・相談に対する監視指導の実施

府民から寄せられた食品等への異物混入やカビの発生等の苦情・相談に対しては、原因の究明のため迅速かつ的確に調査を実施し、当該事業者に対しては、苦情発生原因の改善を指導し、再発防止に努めます。

(エ) 内部通報、匿名情報等に係る監視指導の実施

通報のあった情報については、食品衛生関係以外の部局に係る場合、速やかに幅広く関係機関に情報を伝達するとともに、食品衛生法上の問題の有無について十分に精査し、直ちに通報内容に即した施設等への立入、食品等の検査及び記録・帳簿等の確認を行います。

期待される事業者の取組ポイント

- 原材料の品質や産地などの確認**
 原材料の安全性の確認や製品の表示を適正に行うために、原材料の品質や産地をしっかりと確認しましょう。
- 原材料の仕入れ、製造、加工等の記録の作成、保存**
 食品事故が起きた際の原因究明や、回収製品の特定など、製品のトレーサビリティ*のために、製造等に係る記録を作成し、保存しておきましょう。
- 原材料や製品の適正な保管管理**
 食品は決められた方法により保存することが大切です。冷蔵庫や陳列ケースなどの温度を確認し、記録をつける習慣をつけましょう。
- 生食用食肉の規格基準の遵守**
 生食用食肉は加工及び調理等の規格基準が定められています。衛生管理を徹底し、規格基準を遵守すること。
- 食品衛生指導員*制度を活用した自主衛生管理の促進**
 食品関連事業者団体における自主衛生管理の推進活動の一つとして、食品衛生指導員制度があります。この制度を活用し、食品関連事業者自らが地域の食品衛生の向上を図りましょう。
- 府が行う監視指導や検査への協力**
 保健所等の立入調査や検査に協力して、指導事項を衛生管理に役立てましょう。

期待される府民の取組ポイント

- 製造から販売に至る各段階での食の安全性確保の取組を知り、理解を深めましょう。
 さらに、家族や友人、身近な人たちと一緒に考え、話し合う機会を持ち、正しい知識を共有しましょう。
 ★食の安全安心に関するお問い合わせ先は64ページをご参照ください。

事業目標

施策内容 (目標指標)	現状 (23年度実績)	目標 (25年度)	目標 (29年度)
食品関係営業施設の監視指導 (監視施設目標数の達成率)	95%	100%以上	100%以上

(補足) 食品関係営業施設の監視施設数目標は、毎年度策定する大阪府食品衛生監視指導計画で定めています。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

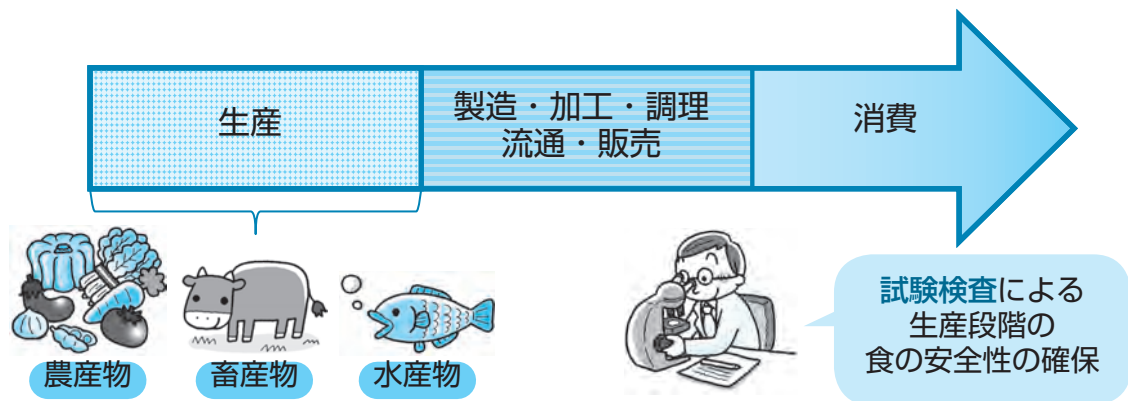
5 付属資料

2 食品等の試験検査

食の安全性が確保されているかを確認するために、府は、生産から消費に至るまでの各段階で、必要に応じ試験検査を行います。

●●● 取組のポイント（生産段階での施策） ●●●

市場流通前の農畜水産物について、試験検査によりその安全性を確保します。



府の取組ポイント

⑥ 大阪府内産農産物の安全安心確保（農政室）

農薬の誤使用により、食品衛生法に違反する疑いがある場合は、残留農薬を検査するなど、安全性が確認されない限り出荷等をしないよう指導します。

⑦ 畜産物中の飼料添加物残留検査（動物愛護畜産課）

飼料の適正な使用を図り、安全な畜産物の生産を確保するため、府内畜産農家における畜産物中の飼料添加物残留検査（抽出検査）を実施します。

⑧ 貝毒*の監視（食の安全推進課・水産課・保健所・地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所・地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所）

大阪湾及び淀川における二枚貝を毒化させる恐れのあるプランクトンの発生状況を監視し、規定値を超えるプランクトンの発生を認めた場合には、アサリ、アカガイ、トリガイ、シジミの二枚貝の貝毒検査を実施します。



規制値を超える貝毒が検出された場合には、継続して検査するとともに関係機関と連携し、漁業関係者に対して出荷自主規制の指導、流通状況の調査及び自主回収の指導を行います。また、潮干狩りによるアサリ等の食中毒を防止するため、府民及び潮干狩り事業者に対し啓発指導を行います。

⑨ 養殖生産安全対策（水産課）

養殖魚に対する水産用医薬品の適正使用指導及び残留医薬品の検査を行います。

期待される事業者の取組ポイント

- 農薬や飼料添加物、動物用医薬品などを適正に使用するとともに、必要に応じて残留農薬等の自主検査を実施しましょう。

期待される府民の取組ポイント

- 府や食品関連事業者による生産段階での検査体制を知り、理解を深めましょう。さらに、家族や友人、身近な人たちと一緒に考え、話し合う機会を持ち、正しい知識を共有しましょう。

★食の安全安心に関するお問い合わせ先は64ページをご参照ください。

- 大阪湾では、よく貝毒の発生がみられます。潮干狩りを行う際には、府による貝毒検査の結果を確認しましょう。

また、貝毒に限らず、毒キノコや有毒植物など、自然毒による食中毒にも気をつけましょう。

● **大阪湾の貝毒情報**

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/shokutyuudoku/kai.html>

● **植物性食中毒について**

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/shokutyuudoku/index.html#shokubutsu>

事業目標

施策内容 (目標指標)	現状 (24年度見込)	目標 (25年度)	目標 (29年度)
畜産物中の飼料添加物残留検査 (検査の実施数)	府内酪農戸数 (生乳) 府内養鶏農家戸数 (鶏卵)	府内酪農戸数 (生乳) 府内養鶏農家戸数 (鶏卵)	府内酪農戸数 (生乳) 府内養鶏農家戸数 (鶏卵)
アサリ等貝毒検査 (検査実施回数)	5回(5)*	40回(2)*	有害プランクトン発生時実施
水産用医薬品の残留検査 (検査の実施数)	20検体	20検体	20検体

* () 内は、アサリの貝毒モニタリング検査として実施した回数で内数

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

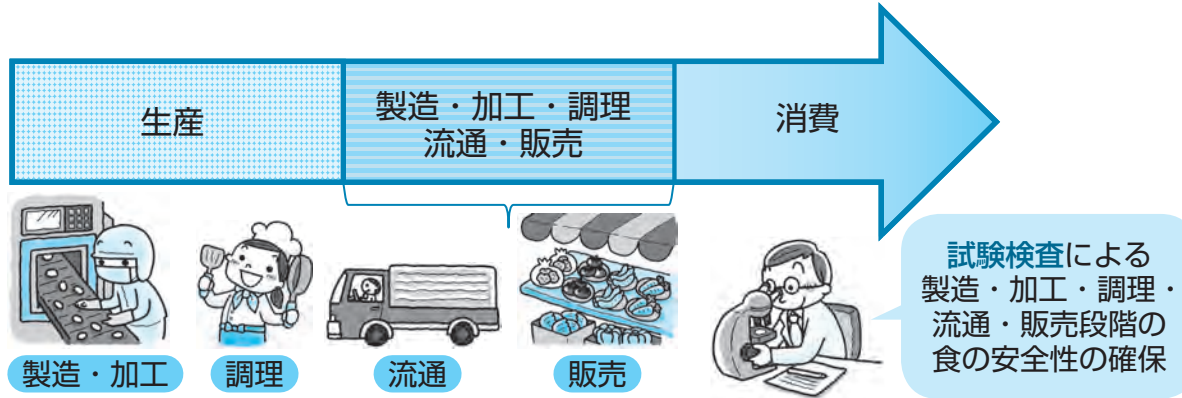
4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

●●● 取組のポイント(製造・加工・調理・流通・販売段階での施策) ●●●

市場流通している食品について、試験検査によりその安全性を確保します。



府の取組ポイント

⑩ 大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査（食の安全推進課・保健所・食品衛生検査所・食肉衛生検査所・地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所）

大阪府食品衛生監視指導計画に基づき、府内で製造された食品及び輸入食品を含む府内に流通する食品等を対象として、放射性物質や残留農薬、添加物、微生物、アレルギー物質*などの試験検査を行い、不良食品を排除します。

特に、健康被害の可能性や長期的な影響を踏まえ、下記の検査の充実を図ります。

(ア) 食品中の放射性物質検査

放射性物質に関する検査機器の整備など、検査体制の充実を図り、府内に流通する食品の検査を継続して実施します。

(イ) アレルギー物質検査

アレルギー表示の適正化を図るため、輸入食品に対する検査の実施など、食物アレルギーを引き起こす原材料に関する検査の充実を図ります。

⑪ 農林水産物の生産過程での法令の遵守のための措置（食の安全推進課）

市場流通している農林水産物が、生産段階で適用される法令（農薬や動物用医薬品の使用基準）に違反していたこと又は違反の疑いが判明した場合、同様の違反を未然に防止するため、条例第22条により生産地を所管する地方公共団体に指導を要請します。

⑫ 無承認無許可医薬品（いわゆる健康食品）に係る医薬品成分検査（薬務課）

健康食品に医薬品成分の含有の有無を調べるため、健康食品を買上げし、検査します。医薬品成分が含有されていた場合は、府民向けに報道提供など行い、健康被害の拡大防止に努めています。

⑬ 米のDNA品種判別検査の実施（食の安全推進課）

消費者向けに販売されている米穀について、DNA分析による品種判別を実施し、食品表示の真正性を調査します。

期待される事業者の取組ポイント

- **原材料や製品の規格基準や品質に関する自主検査の実施**
 原材料や製品の安全性を確認するため、定期的に細菌検査や理化学検査など、食品の特性に合った自主検査を定期的に行いましょう。
- **施設環境の衛生状態に関する自主検査の実施**
 安全な食品を製造、販売等するには、施設環境が衛生的であることが重要です。施設設備の清掃や定期点検など、日頃の衛生管理を徹底するとともに、ふき取り検査や落下細菌検査など、定期的な施設の自主検査を行いましょう。
- **従事者の健康管理の実施**
 従事者の健康状態を日々の健康チェックなどを通して把握しましょう。あわせて健康診断や検便なども行いましょう。

期待される府民の取組ポイント

- 製造から販売に至る各段階での検査体制による食の安全性確保の取組を知り、理解を深めましょう。
 さらに、家族や友人、身近な人たちと一緒に考え、話し合う機会を持ち、正しい知識を共有しましょう。
 ★食の安全安心に関するお問い合わせ先は64ページをご参照ください。

事業目標

施策内容 (目標指標)	現状 (23年度実績)	目標 (25年度)	目標 (29年度)
流通食品の試験検査 (検査実施予定数の達成率)	99%	100%以上	100%以上
無承認無許可医薬品の排除 (健康食品の買上検査件数)	19検体	20検体	20検体
米のDNA品種判別検査 (米の検査数)	20検体	20検体	20検体

(補足) 流通食品の検査実施予定数は、毎年度策定する大阪府食品衛生監視指導計画で定めています。なお、検査には放射性物質、アレルギー物質検査等を含む。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

『放射性物質による食品汚染への対策（例）』

（国が指定した17都県で生産された農畜水産物の場合）

流通経路

生産自治体



例) ホウレンソウの生産・出荷（農家）

事業者の責務、府民の役割

生産者の取組

放射性物質に関する情報収集と国の指導・指針の遵守（出荷制限の徹底など）

行政の責務

生産自治体の取組

- ・国の検査計画に基づき検査を実施
- ・出荷制限の要請
- ・出荷状況の確認 など



ホウレンソウの販売（スーパー）

販売者の取組

- ・出荷制限等の情報の収集
- ・仕入れ記録や産地表示の管理の徹底
- ・自主検査の実施 など

府の取組

- ・監視指導計画に基づき流通食品の検査を実施
- ・出荷制限の情報提供及び監視 など



大阪府



ホウレンソウの購入（府民）

府民の取組

放射性物質に関する情報を正しく理解し、冷静に行動する など

府の取組

食品衛生の知識として、放射性物質に関する正しい情報をわかりやすく提供する など



家庭での食事

3 表示の適正化の推進

食品等の表示は、府民が食品等を選択するうえで直接の目安となります。府は、表示が適切に行われるために、計画的に監視や指導を行うとともに、府民から寄せられた情報等をもとに調査を行い、違反事業者に対しては改善指導を行っていきます。

●●● 取組のポイント(生産から製造・加工・調理・流通・販売段階での施策) ●●●

生産者や食品の製造・加工業者をはじめ、卸売業者や販売業者等に対して、食品表示法*など、各法令に基づく食品表示の適正化を指導啓発します。



府の取組ポイント

⑭ 食品の適正表示の推進（食の安全推進課・保健所・流通対策室・農と緑の総合事務所）

(ア) 食品表示法に基づく表示の適正化

大阪府食品衛生監視指導計画に基づき、アレルギー物質の含有の有無や期限表示、添加物、生食用食肉の表示等、食品表示法に基づく表示基準の遵守を徹底するため、製造者や販売者等への監視指導を行います。

また、食品品質表示の一層の適正化を図るため、府内食品販売店の店頭表示状況のモニターや巡回点検を実施するとともに、食品販売店、量販店等の事業者に対する調査、指導等を実施します。

なお、生産者等の事業者に対する食品の適正表示については、農と緑の総合事務所等と連携し、啓発指導に努めます。

(イ) 米トレーサビリティ法に基づく産地情報の伝達等

米トレーサビリティ法により、取引等の記録の作成・保存及び伝達が義務づけられている米及び米加工品の製造、販売等を行う事業者（生産者含む）に対し、指導等を実施します。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

食品表示法に基づく販売施設への合同立入監視指導（食の安全推進課・流通対策室）【平成28年4月削除】

（平成27年4月に食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を一元化した食品表示法が施行されたことに伴い、平成28年4月に食品表示法に係る業務を食の安全推進課に集約し、（ア）の取組に盛り込みました。）

⑯ 健康食品関係施設への合同監視指導（食の安全推進課・薬務課・健康づくり課）

健康食品の製造施設、販売施設に対して関連する食品表示法、食品衛生法、健康増進法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の主管課が合同で立ち入りし、原材料の確認や表示・広告の点検指導を行います。（健康食品に係る誇大表示の指導体制は52ページのとおり）

期待される事業者の取組ポイント

■ 生鮮食品及び加工食品の品質に係る適正表示

食品表示法に基づく適正な食品表示となるよう、生産者から消費者に届くまでのすべての流通段階で、名称や原産地等を確認するとともに正しく伝達すること。また、仕入れ段階においても表示内容の確認を行うこと。

■ 米トレーサビリティ法に基づく産地情報の伝達等

米及び米加工品を扱う事業者は、取引等の記録を作成・保存するとともに産地情報を適正に伝達すること。

■ 科学的・合理的な根拠に基づく食品の期限表示の設定

客観的な期限の設定のために、微生物試験、理化学試験、官能試験等を含め、これまで商品の開発・営業等により蓄積した経験や知識等を有効に活用することにより、科学的・合理的な根拠に基づいて期限を設定すること。

■ アレルギー表示の徹底及び推進

食品の製造時には、食物アレルギーを引き起こす特定原材料（7品目：えび、かに、小麦、そば、卵、乳及び落花生）の含有表示が義務化されています。特定原材料の含有の有無を必ず確認し、適正なアレルギー表示を行うこと。さらに、できる限り特定原材料に準ずる原材料（20品目：用語説明65ページの「アレルギー物質」を参照）についても同様に表示を行いましょ。

また、飲食店では提供食品にアレルギー表示義務はありませんが、できる限り特定原材料及び特定原材料に準じる原材料をメニューやポップ表示により正確に情報提供を行いましょ。

■ 健康や栄養に関する適正な表示の推進

食品の栄養成分等の表示については、食品表示基準に基づき、原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物に、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量）の表示が義務づけられています（一部、栄養成分表示の省略規定あり）。また、著しく事実に相違する表示や著しく人を誤認させるような表示（虚偽・誇大表示）の広告等を禁止しています。消費者庁ホームページを確認し、適正な表示を行いましょ。

消費者庁ホームページ：<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>

<http://www.caa.go.jp/foods/index4.html#m06>

期待される府民の取組ポイント

食品表示制度に関する知識の習得

食品表示を正しく理解するために、国や府のホームページ、リーフレットなどで情報を入手し、食品表示制度の理解を深めましょう。

さらに、家族や友人、身近な人たちと一緒に考え、話し合う機会を持ち、正しい知識を共有しましょう。

食品表示の確認

食品表示からは、様々な情報を得ることができます。食品を購入する際や家庭等で飲食する際には、表示の内容を確認しましょう。

食品表示110番*や保健所など関係機関への相談

購入した食品の表示で、賞味期限が欠落した加工食品や産地のわからない生鮮食品など、不適正な表示が疑われる場合は、食品表示110番や保健所など関係機関へ相談しましょう。

● **食品表示110番**

近畿農政局 消費・安全部 表示・規格課

TEL 075-414-9026

● **大阪府庁**

大阪府健康医療部食の安全推進課食品表示グループ

TEL 06-6944-6319

● **大阪府の食の専用相談窓口一覧**

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/soudan-madoguti/index.html>

大阪府における食品表示の窓口が平成28年4月1日より一元化されました。

事業目標

施策内容 (目標指標)	現状 (23年度実績)	目標 (25年度)	目標 (29年度)
巡回点検店舗における表示状況(食品表示法) (概ね正しく表示されている店舗)	77.5%	82%	90%

※権限移譲市分を含む。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

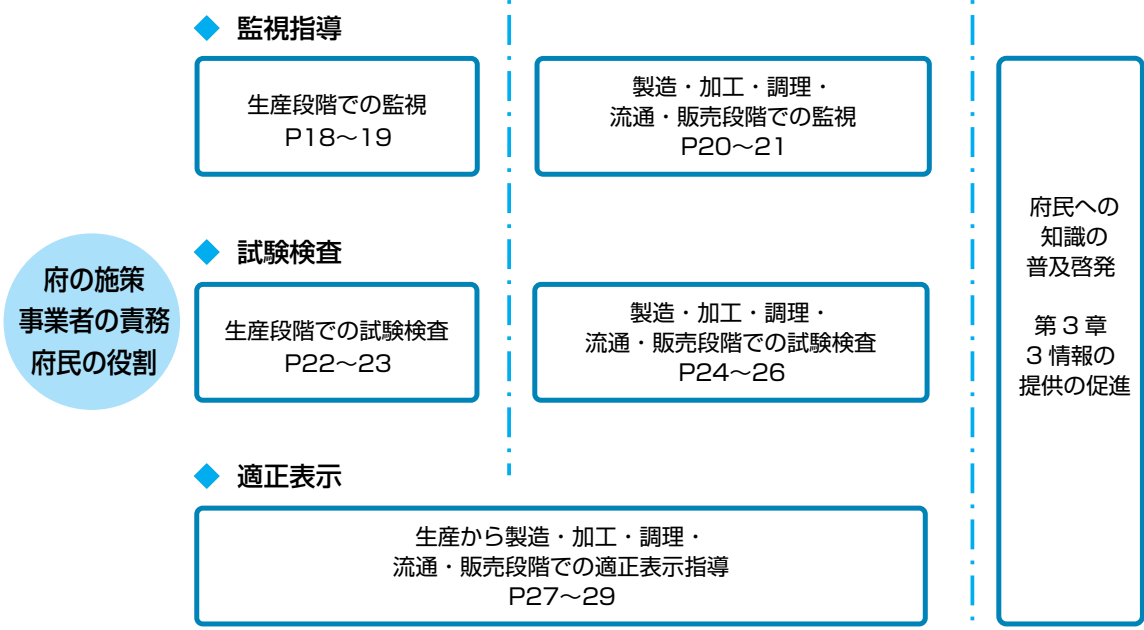
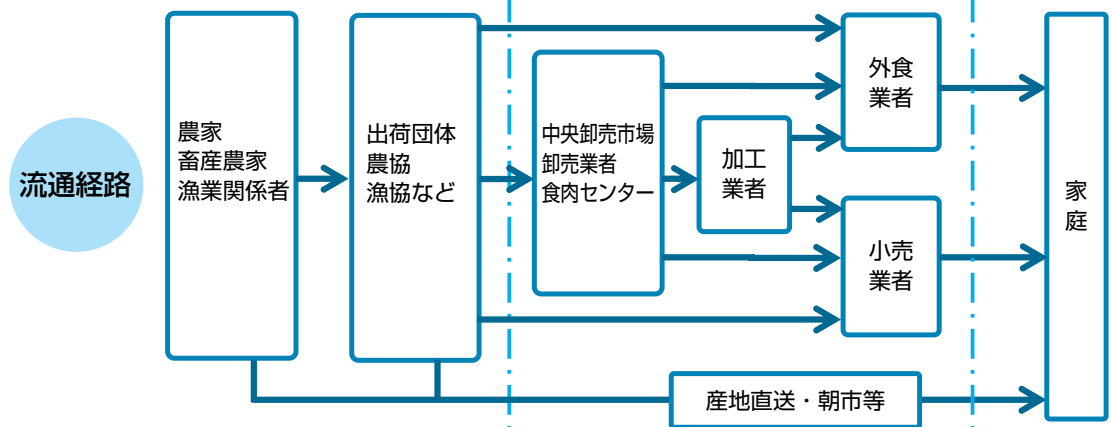
3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

『生産から消費に至る各段階での取組の体系』



2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実

1 情報の収集及び調査研究

府は食の安全安心に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、食品の安全に関する様々な情報の収集及び分析や先行調査、試験研究を推進します。

●●● 取組のポイント ●●●

監視指導や相談対応などを行う担当部署と地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所などの試験研究機関が協力、連携して多様化する府民ニーズに対して効果的、効率的に対応します。



情報の収集及び調査研究

府の取組ポイント

- ⑰ **食品関連事業者や府民からの食品相談の受付（食の安全推進課・保健所）**
保健所等の窓口で府民からの食中毒及び健康被害につながるおそれのある食品の相談を受理し、健康被害の未然防止や拡大防止に努めます。相談の受付は、来所や電話に限らず、インターネットを活用し、メール相談窓口による受付も行います。
- ⑱ **食中毒原因物質や化学物質などの食品への汚染実態調査（食の安全推進課・地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所）**
食品中のノロウイルスや、魚介類中の環境汚染物質など、規格の定められていない有害物質等について、実態把握のために検査を実施し、今後の対策検討、監視指導への反映に努めます。

府関連施設（地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所）の取組ポイント

食の安全安心を守る研究の推進

食品の放射性物質の検査要望に応え、府民の食の安全安心を守るため、迅速に大量の検体を処理できる検査体制を確立します。また、食品から効率よくノロウイルスを検出する方法の考案や、食中毒患者糞便からクドア 遺伝子を検出する方法の開発などの研究を行い、食中毒の原因究明や食中毒予防対策への貢献を目指します。

期待される事業者の取組ポイント

- 府をはじめ行政機関からの最新情報を収集し、必要に応じ、食の安全性の確保のための対策を行いましょ。また、消費者からの相談窓口を設けるなど、様々な方面からの情報の収集に努めましょ。

期待される府民の取組ポイント

- 食品による健康被害やそのおそれのある食品があれば、保健所や食品関連事業者へ相談ましょ。なお、健康被害があった場合には、医療機関を受診ましょ。
- 食中毒にならないよう、高齢者などにも気を配り、地域で協力して食の安全安心に取組ましょ。また、家族や友人などにも呼びかけ話し合ってみましょ。

事業目標

施策内容 (目標指標)	現状 (24年度見込)	目標 (25年度)	目標 (29年度)
放射性物質の検査体制の整備 (検査実施数)	400検体	450検体/年	500検体/年

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

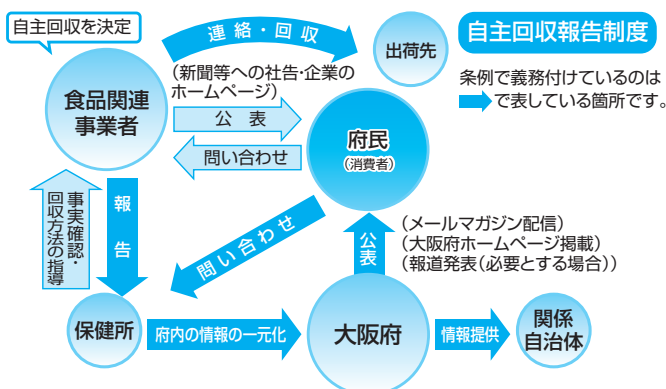
5 付属資料

2 自主回収報告制度

食品関連事業者は自らが食品等の不備を把握し自主的に回収するなど、健康被害の拡大防止に努める必要があります。府はその情報を公表することで、回収情報を迅速かつ的確に府民に伝え、食品関連事業者の回収の円滑化を図ります。

●●● 取組のポイント ●●●

府は府内の食品関連事業者から自主回収に係る報告を受け、府民へ公表します。



府の取組ポイント

⑳ 自主回収報告制度（食の安全推進課・保健所）

条例第20条及び第21条に基づき、食品関連事業者から自主回収の着手と終了について報告を受けます。府は自主回収が円滑に行われるよう食品関連事業者を指導するとともに、府民へ自主回収の情報をホームページ及び食の安全安心メールマガジンで提供します。

期待される事業者の取組ポイント

■ 製品の回収等の迅速な措置を行うための体制整備

製品の回収マニュアルを作成するなど、食品事故や製品不良の発生時に、迅速な回収及び公表ができるように努めましょう。

■ 効果的な回収情報の公表

回収を促進するには、いかに購入した消費者に回収情報を伝えるかが重要です。条例に基づき、府から府民向けに回収情報が公表されますが、事業者においても販売状況に応じて、社告や店頭ポップ表示など効果的な情報提供を行いましょう。

期待される府民の取組ポイント

- 府や食品関連事業者からの情報をもとに、回収対象の食品が手元にある場合は、回収先に連絡しましょう。

- 府内の回収情報：<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/jisyukaisyu/index.html>

3 緊急時に迅速に対応できる体制の確保

府の重要な責務として、食品による健康に重大な危害を及ぼす事態を可能な限り未然に防ぐとともに、健康被害が発生した場合、府民の生命、健康の保護を第一に考え、迅速かつ適切に対処する必要があります。このため、食の安全安心を脅かす事態に備え、危機発生時における連絡体制や対応マニュアルの整備、マニュアルに基づく訓練等を実施します。

食の安全に係る危機事象では、関係部局や機関が広範になることも予想されるため、平常時から部局間の連携はもとより、関係機関等との連携、協力体制の確保に努め、緊急時に備えます。

●●● 取組のポイント ●●●

緊急時に迅速な対応ができるよう、危機管理体制を確保します。また、対応マニュアルの周知や対応訓練を行うとともに、必要に応じて体制の見直しを行います。



府の取組ポイント

⑴ 食中毒発生時の調査体制について（食の安全推進課・保健所）

「大阪府食中毒対策要綱」により、食中毒対応の体制について、また「大阪府食中毒処理要領」及び「大阪府食中毒調査マニュアル」により、食中毒発生時の処理手順について規定し、平常時における準備等を行うなど、危機発生時には円滑で的確な食中毒調査の実施を目指します。

⑵ 健康食品等による健康被害相談について（食の安全推進課・薬務課・保健所）

府民、医療機関等からのいわゆる健康食品・無承認無許可医薬品による健康被害相談に迅速に対応し、健康被害の拡大を防止します。

⑶ 貝毒対策について（緊急時の対応）（食の安全推進課・水産課・保健所・公衆衛生研究所・地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所）

貝毒を蓄積させる恐れのあるプランクトンが発生した場合や、二枚貝等に貝毒の蓄積が認められた場合における情報の収集及び伝達体制を定め、円滑に対応し、健康被害の発生を防ぎます。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

府の取組ポイント

②④ BSE発生時の体制について（食の安全推進課）

BSE検査により、と畜場内での発生が確認された場合、「BSE発生時の措置マニュアル」に基づき迅速に関係機関へ連絡し、と畜場内の消毒等衛生対策を講じます。

平成23年度末までに、府域でのBSE発生はありません。また、年度毎に連絡体制の見直しを行います。

②⑤ 鳥インフルエンザ、豚インフルエンザ発生時の対応について（食の安全推進課）

鳥インフルエンザや豚インフルエンザの発生が確認された場合、畜産部局をはじめ関係機関とともに、風評被害の予防対策を含め迅速な対応を行います。鳥インフルエンザについては、必要に応じて「大規模食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ*対策マニュアル」の改正を行い、マニュアルに基づき畜産部局と連携して、緊急発生時に備えます。

②⑥ 大阪府食の安全安心推進委員会の開催について（食の安全推進課・関係室課）

健康危機管理事象が発生した場合、府は、知事を委員長とし、庁内関係各部長等からなる委員会を開催し、対応を検討します。

期待される事業者の取組ポイント

- 緊急時の対応が迅速にできるよう、危機管理マニュアルや緊急時の連絡先一覧等を作成し、研修や訓練に努めましょう。

期待される府民の取組ポイント

- 最寄りの医療機関や保健所など、緊急時の連絡先を確認しておきましょう。
 - 大阪府保健所所在地一覧
<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/hokensyo/syozaichi.html>

4 健康被害の拡大防止のための情報の公表

食品を原因とする健康被害の発生が疑われる場合、府及び食品関連事業者は、原因究明とともに速やかに情報を公表することで、健康被害の拡大防止を図ることが必要です。

●●● 取組のポイント ●●●

食品によるものと疑われる重大な健康被害が発生した場合、調査の結果、当該食品によるものである蓋然性が高く、かつ、健康被害が拡大するおそれのある時、その情報を積極的に公表するとともに、情報提供のあり方が風評被害を生じさせないなど適切なものとなるよう、必要に応じ、大阪府食品健康被害防止審議会を開催するなど、専門家の助言を得るしくみを確保します。



府の取組ポイント

⑳ 健康被害の拡大防止のための情報の公表（食の安全推進課）

条例第19条に基づき、飲食に起因する衛生上の健康被害発生拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報提供を行います。

期待される事業者の取組ポイント

- 自社が関わる食品による健康被害が疑われる重大事故が発生した場合には、速やかに保健所へ報告するとともに、消費者の健康保護を第一に考え、因果関係が不明な場合においても、自主的な公表や製品の回収により健康被害の拡大防止に努めましょう。

期待される府民の取組ポイント

- 府が発信する食の安全安心メールマガジンの登録や、講習会などへの積極的な参加により、食品の安全性に関する情報を入手しましょう。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

3 情報の提供の促進

1 リスクコミュニケーションの促進

食品の安全性確保のためには、そのリスクを科学的に分析し、行政や事業者自らがリスク管理を行っていく必要があります。さらに、食品の信頼性確保のためには、行政や事業者、府民のそれぞれが情報を共有し、意見交換を行うことが重要です。

●●● 取組のポイント ●●●

生産から消費に至る各段階での情報が、行政、食品関連事業者、府民、学識経験者で共有できるよう、意見交換、情報交換を行う機会の提供など、府として必要な取組を行うとともに、情報の共有化を通じて、消費者としての府民と事業者との意見を府の施策に積極的に反映させます。



行政・食品関連事業者・府民・学識経験者の意見交換

府の取組ポイント

⑳ 大阪府食品衛生監視指導計画の策定・変更・実施状況の公表（食の安全推進課）

大阪府食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、保健所等の監視指導や相談業務の中で寄せられる食品関連事業者及び府民からの意見や要望を参考に原案を作成します。さらに、案の段階で、趣旨や概要をできるだけ分かりやすく公表し、広く府民の意見を聴取し、食品衛生施策への府民参加を促進します。

年度途中で食品を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合には、同様の手順により、必要に応じて監視指導計画を見直します。

当年度の大阪府食品衛生監視指導計画の実施状況については、次年度6月末までにホームページで公表します。

また、夏期及び年末一斉取締り等の実施状況、年度途中の試験検査の結果等については、結果がまとまり次第、逐次公表します。

● 大阪府における食品衛生監視指導と検査の情報

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/kanshikeikaku/index.html>

②⑨ 府民ニーズの把握（食の安全推進課）

「食の安全安心」についてのアンケート（意識調査）には、インターネットを活用した「おおさかQネット」や消費者や事業者向けイベントでの調査などがあります。これらアンケートなどを活用することにより、府民ニーズの把握に努めます。

③⑩ リスクコミュニケーションの実施（食の安全推進課）

府民の様々な疑問や不安に応えられるよう、テーマや対象者の選び方、開催・運営の仕方などを工夫し、効果的なリスクコミュニケーションを実施します。

テーマ例：放射性物質、BSE、添加物 など

③⑪ 研究発表の場の提供（消費生活センター）

消費者団体が日常行っている消費者問題についての調査研究や実践活動の成果を発表する場を設け、府民意識の啓発に努めます。

期待される事業者の取組ポイント

- リスクコミュニケーション等へ積極的に参加し、行政や消費者との相互理解を深めましょう。また、パブリックコメント等の意見募集の機会を活用し、積極的に意見を表明しましょう。
- 府民向けの工場見学の受け入れなど、府民との交流を積極的に図りましょう。

期待される府民の取組ポイント

- リスクコミュニケーション等へ積極的に参加するなど、一人ひとりがそれぞれの立場でできることを考え、食の安全安心の確保に関する知識と理解を深めましょう。
- 行政の監視指導計画等に関心を持ち、パブリックコメント等の意見募集の機会を活用し、積極的に意見を表明しましょう。

事業目標

施策内容 （目標指標）	現状 （23年度実績）	目標 （25年度）	目標 （29年度）
リスクコミュニケーションの実施 （セミナー・シンポジウム等の実施回数）	9回	10回	10回

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

2 正しく分かりやすい情報の提供

食の安全安心の確保の取組を進めるうえで、行政、食品関連事業者、府民が食に関する情報を共有することは極めて重要です。特に、健康への悪影響の未然防止において、情報の果たす役割は大きいものです。

●●● 取組のポイント ●●●

府は、新しい情報の収集に努めるとともに、特に、府民の健康への悪影響を未然に防止するための有益な情報の収集や整理、分析等を行い、府民や食品関連事業者に対し、ホームページなどを活用して積極的に情報提供を行います。

また、行政機関、研究機関、食品関連事業者からの情報や監視指導結果、各種の調査結果などの行政の情報も含めた幅広い情報を府民に分かりやすく提供します。



講演会・資料提供・メールマガジンなど

府の取組ポイント

③② 大阪府ホームページ及び食の安全安心メールマガジンによる情報提供（食の安全推進課・関係室課）

大阪府ホームページ及びメールマガジンにより、緊急情報や自主回収情報など、食の安全安心に関するタイムリーな情報や食品関連事業者の自主的な取組の情報を府民に提供します。また、メールマガジンを普及するなど、より多くの府民に必要な情報を提供できるように努めます。

③③ 府民への情報提供等（食の安全推進課・保健所）

- (ア) 家庭での食中毒防止や消費者としての衛生知識の向上に向けて、講習会等を開催します。
- (イ) 食品等による危害発生防止のため、報道機関への情報提供を行うとともに、ホームページや広報紙などにより、迅速かつ的確な情報提供を行います。また、適宜、府民、食品関連事業者との意見交換会を行います。
- (ウ) 食中毒予防啓発キャンペーンを関係団体と連携して行います。
- (エ) パソコンや携帯電話などのIT機器を持たない方に対しても、自治会や市町村などの地域のネットワーク等を活用し、情報提供に努めます。

③④ 自主回収情報の公表（食の安全推進課）

保健所に報告された自主回収情報をホームページ及びメールマガジンにより情報提供するとともに、必要に応じて報道機関に情報提供を行います。

③⑤ 違反の公表（食の安全推進課）

食品衛生上の危害の状況を明らかにし、食品による健康危害の拡大防止及び再発防止を図るため、必要に応じて、食品衛生関係法令または法令に基づく処分に違反した者の名称等を公表します。

府関連施設（地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所）の取組ポイント

食の安全安心情報の発信

大阪健康安全基盤研究所では引き続き、外部から見学者を受け入れ、食中毒予防啓発等の情報提供を行うとともに、研究所の発行する情報誌やメールマガジン及びホームページにより食品衛生を含めた幅広いテーマを府民にわかりやすく情報提供します。また、府民を対象とした公開セミナーを開催するとともに、食に関するイベント等における食の安全セミナーへも積極的に参加します。

期待される事業者の取組ポイント

- 食の安全性を確保するための自主的な取組を行うとともに、取組内容を府民へ伝えることで、府民の食への不安の解消を図りましょう。
また、自ら生産又は製造等を行った食品の安全性や品質等に関して、ホームページなどを活用し、府民への情報提供に努めましょう。

期待される府民の取組ポイント

- 正確でよりタイムリーな情報を入手するため、府のホームページやメールマガジンなどを利用しましょう。
- 国や府などの行政機関からの情報など、食の安全安心に関する施策や取組に関する情報の入手に努め、正しい知識を身につけましょう。

事業目標

施策内容 （目標指標）	現状 （23年度実績）	目標 （25年度）	目標 （29年度）
大阪府食の安全安心メールマガジン （登録者数）	4,500名	6,000名	10,000名
公開セミナーの開催 （開催回数、参加者数）	1回（130名）	2回（200名）	2回（300名）

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

3 知識の普及啓発等

地産地消や食育の推進など、府民が生産や加工、流通等の現場を学ぶことなどによって、府民と食品関連事業者の互いの信頼関係の構築が進み、府民の食への不安が解消されます。

●●● 取組のポイント ●●●

食品関連事業者の責務や府民の役割を果たせるよう、府は、食の安全安心の確保に関する学習の機会の提供など、必要な取組を行います。



府の取組ポイント

③⑦ 食品衛生講習会の実施など（食の安全推進課・保健所・関係室課）

食品衛生や食品表示に関する正しい知識の普及啓発を図るため、府民及び食品関係業者・従事者等に対し、関係部局と連携しながら食品衛生講習会等を実施します。

③⑧ 大阪府食の安全安心推進条例の普及啓発（食の安全推進課・保健所）

条例の普及啓発は、府民、食品関連事業者及び行政がその意義を理解し自らの取り組みを促進し、条例の認知が今後の食の安全確保と府民の食の信頼回復につながるものと期待されます。

現在、府が有する次の情報発信方法や機会を積極的に活用し、普及啓発に努めます。

①府政だより等広報紙、②テレビ等マスメディア、③ホームページ、④パンフレット等印刷物、⑤講習会や食品衛生キャンペーン、⑥その他

③⑨ 行政、企業等の主催イベントへの参画（食の安全推進課）

府民や食品関連事業者への情報提供の機会として、行政や企業等の主催イベントへ参画し、イベントの対象者に応じた啓発を行っていきます。

- ・事業者向け：NOODLE WORLD KANSAIなど
- ・消費者向け：食育フェスタ、浄水場イベントなど

④ 第2次大阪府食育推進計画に基づく食育の推進（健康づくり課・関係室課）

府では、「大阪の歴史・伝統を活かし、府民一人ひとりが自らの意思で食育に取り組むとともに、府民が実践する食育を地域、教育機関、生産者、食品関連事業者など各団体等が支援し、食育を府民運動として推進すること」を基本方針として策定した、第2次大阪府食育推進計画に基づき、食育のための施策を実施します。

主な取組みは次のとおりです。

ア 健康分野

(ア) 食育の推進（野菜バリバリ朝食モリモリ「野菜あと100g、朝食で野菜を食べよう！」）（健康づくり課）

若年期から正しい生活習慣を身につけ生活習慣病を予防することが重要であるため、新たに高校生・大学生等を対象とした取組を実施するとともに、学校での食育が定着するよう指導者を対象とした研修会等を行います。また、食育を府民運動としてより一層推進するため、産学官民が連携した取組を引き続き行います。

(イ) 食育の実践につながる情報提供（健康づくり課）

ホームページ「おおさか食育通信」をより一層充実させ、最新の情報を提供するとともに、府民と食育に取り組んでいる関係者等との情報交換の場とします。また、食育マガジン、食育メールマガジン等により、府民が参加できるイベント情報等、関心から実践につなげるための情報を積極的に発信します。

イ 生産分野

(ア) 中央卸売市場のしごと体験学習の実施（中央卸売市場）

食育の推進及び市場の活性化を図るため、指定管理者が実施する仕事体験学習の支援を行います。

(イ) 食農教育の推進（農政室）

地産地消の推進等に向け、市町村や学校等が実施する食農教育活動に対し、指導助言及び情報提供等を行います。

ウ 教育・保育分野

(ア) 学校等における食育の推進（保健体育課・小中学校課・私学課・子育て支援課）

学校（小・中学校）においては、子どもたちに望ましい食習慣を形成するため、食に関する指導の全体計画を策定するとともに、校内組織を充実させ、学校教育活動全体で食育に取り組むなど、組織的・計画的な食育の推進を図ります。

また、学校給食の充実のため、学校給食の指導・衛生管理等に関する研究協議会及び講習会を開催します。

幼稚園においては、子どもたちの望ましい食習慣を形成することが大切であり、幼児が様々な食べ物への興味や関心をもつとともに、進んで食べようとする気持ちが育つような取組を促進します。

保育所においては、乳幼児にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけるとともに、その評価及び改善に努めるなど、組織的・計画的な食育の推進を図ります。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

期待される事業者の取組ポイント

- ホームページや府民の集まるイベントなどを介して、生産現場や製造工程を紹介するなど、府民が生産から消費に至る知識が得られるように、積極的な情報発信に努めましょう。

期待される府民の取組ポイント

- 食の安全安心の確保に関する基礎的な知識を身につけ、理解を深めましょう。
- 講習会やイベントへ積極的に参加し、食育活動を推進していきましょう。
また、地産地消などに関心を持ち、学んだことを広め、取組に協力しましょう。

事業目標

施策内容 (目標指標)	現状 (23年度実績)	目標 (25年度)	目標 (29年度)
食品衛生講習会等の実施 (講習会参加人数)	16,000名	17,000名	20,000名

4 事業者の自主的な取組促進

1 事業者への技術的支援

府は、生産段階におけるGAP手法や家畜飼養現場における衛生管理の推進、食品製造・流通・販売段階でのHACCP*手法の導入など、食品関連事業者に対して、生産加工技術や自主衛生管理に関する行政情報の提供や助言等を行い、食品の安全性確保に関する技術水準の向上を図ります。

●●● 取組のポイント ●●●

府は、食品関連事業者向けの講習会や、生産加工現場での指導、助言を行います。また、事業者からの相談にも対応します。



技術的な指導、助言など

府の取組ポイント

- ④① 農薬安全使用講習会の実施（農政室）
 農業者への農薬適正使用のための講習会を年に1回開催します。
- ④② 養殖場等に対する魚類防疫に関する講習会の実施（水産課）
 養殖魚介類の感染性疾患のまん延防止のため、養殖場等に対し、魚病講習会や水産用医薬品適正使用講習会を年に3回開催します。
- ④③ HACCP手法を用いた自主衛生管理の助言、指導（食の安全推進課）
 HACCP手法を取り入れた衛生管理手法の普及を図ります。また、総合衛生管理製造過程の承認を取得しようとしている食品関連事業者に対して助言、指導を行います。
- ④④ 食品衛生指導員制度への支援（食の安全推進課）
 食品関連事業者団体が実施する食品衛生指導員制度を推進し、指導員による巡回指導を活用し、事業者自らが地域における食品衛生を向上できるよう、指導員に対する講習会の開催に協力します。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

府関連施設(地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所)の取組ポイント

- ◎ 環境農林水産技術支援のためのセミナー等の開催
環境・農林・水産・食品加工分野における技術開発等の研究成果を普及するためにシンポジウム、セミナー等を開催します。
- ◎ 農林水産業、畜産業、農産加工等に係る技術相談等の対応
技術相談や指導、共同研究、依頼検査の実施等、環境農林水産分野における技術開発や支援を行います。
- ◎ 食品機能実験室の共同利用
農や食に関わる府民、団体、事業者等が「食とみどり技術センター」内の実験室を共同利用することにより、センターで開発された技術を広く普及します。

期待される事業者の取組ポイント

- G A PやH A C C P等の考え方を取り入れた自主衛生管理手法を導入しましょう。
- 食品の安全性確保のため行政の技術支援を活用しましょう。

※事業者団体の取組例

公益社団法人消費者関連専門家会議（A C A P）^{*}による事業者間の情報共有

A C A Pは、お客様相談室など企業の消費者関連部門の責任者、担当者等で組織する公益社団法人で、消費者、行政、事業者相互の信頼の構築に向けて、次のような取組を行っています。

- ・事業者からの消費者対応や消費者啓発等に関する相談を受けています。
- ・企業の消費者対応の質的向上、企業と消費者のより良い関係を築くための研修を企画・実施しています。
- ・消費者関連問題や企業の消費者志向体制構築に資する課題を取り上げて様々な調査・研究を行い、会員企業のみならず広く社会へ向けて発信しています。
- ・多くの食品企業が参加する自主研究会を開催し、情報共有・意見交換を行い、さらに満足していただける消費者対応の研究を進めています。

2 事業者の自主衛生管理の推進

府は、食品関連事業者が行う自主的な取組みに対し、認証や顕彰等を行うことで、事業者の自主衛生管理の推進を図ります。

●●● 取組のポイント ●●●

府は、食の安全安心に取り組む食品関連事業者を支援するため、食品や施設の認証を推進するとともに、認証制度の普及を図ります。また、食の安全安心の確保に関し、特に優れた取組をした者の顕彰を行います。



府の取組ポイント

④⑤ 大阪版食の安全安心認証制度の推進（食の安全推進課）

食品関連事業者による自主衛生管理やコンプライアンスの向上などの積極的な取組が、府民にわかりやすく見えるようにする対策として、「大阪版食の安全安心認証制度」を推進します。

この制度は、食の安全安心に関して積極的に取組んでいる施設（衛生管理、コンプライアンス及び危機管理に関する認証基準を一定水準以上満たす食品関連施設）を府が指定する第三者機関が認証するものです。認証された施設には認証マーク（大阪育ちのころちゃん）が掲示されます。

④⑥ 大阪エコ農産物認証制度の推進（農政室）

安心できる農産物を求める府民の声に応え、環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援するため、「大阪エコ農産物認証制度」を推進します。

この制度は、農薬の使用回数、化学肥料（チッソ・リン酸）の使用量が府内の標準的な使用回数・量の半分以下になるよう府が基準を設定し、基準以下で栽培される農産物を大阪エコ農産物として府が認証するものです。平成29年度の出荷からは「農薬・化学肥料（チッソ）を全く使用しないで栽培した「不使用」の認証区分を新たに設けました。認証された農産物は、認証マークを表示して販売されます。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

④ 顕彰の実施（食の安全推進課）

衛生管理が一定水準以上の優良な施設及び地域の食品衛生活動に積極的な食品等事業者に対して、知事表彰や保健所長表彰を実施し、食品等事業者の衛生管理意識の高揚を図ります。

また、食の安全安心を推進する観点から、事業者や消費者の取組を広くとらえた顕彰を実施していきます。

期待される事業者の取組ポイント

- 食品関連事業者は、府の認証等を活用し、自らの食の安全安心の確保に関する取組を府民に伝えることで、府民の食に対する信頼を向上させるよう努めましょう。

期待される府民の取組ポイント

- 府や行政機関の認証に係る情報を入手し、食品関連事業者の取組を知り、理解を深めましょう。

事業目標

施策内容 (目標指標)	現状 (23年度実績)	目標 (25年度)	目標 (29年度)
大阪版食の安全安心認証制度の推進 (認証施設数)	90	200	700
大阪エコ農産物認証制度の推進 (面積：ha)	487	510	540

第4章

各施策の取組体制

- 1 関係部局との連携
- 2 国や地方自治体との連携
- 3 人材の育成

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

各施策の取組体制

1 関係部局との連携

大阪府食の安全安心推進委員会

府は、府民への安全安心な食品の提供を基本理念とし、生産から流通・消費に至る食の安全を確保し、施策の総合的かつ効果的な推進に資するため、知事を委員長とし、庁内関係各部長等からなる大阪府食の安全安心推進委員会を設置し、

- (1) 食に関わる相談・情報提供に関すること
- (2) 食に関わる健康危機管理に関すること
- (3) 食品表示に関わる監視指導體制に関すること
- (4) 食に関わる府民の意見聴取及びその反映に関すること
- (5) その他必要と認められる事項

を検討します。

また、委員会には幹事会を設け、幹事会には必要に応じてプロジェクトチームを置き、実行プランを具体化します。

さらに、中国産冷凍食品への農薬混入の事件を受けて、平成20年度に委員会に設置した情報連絡会において、緊急時における情報の共有を図ります。府の管轄内で事故が発生した場合には、迅速な事故対応・監視指導・府庁内の部局を横断する情報の収集、府民・事業者向けの一元的な情報提供を行います。

2 国や地方自治体との連携

食品衛生関係

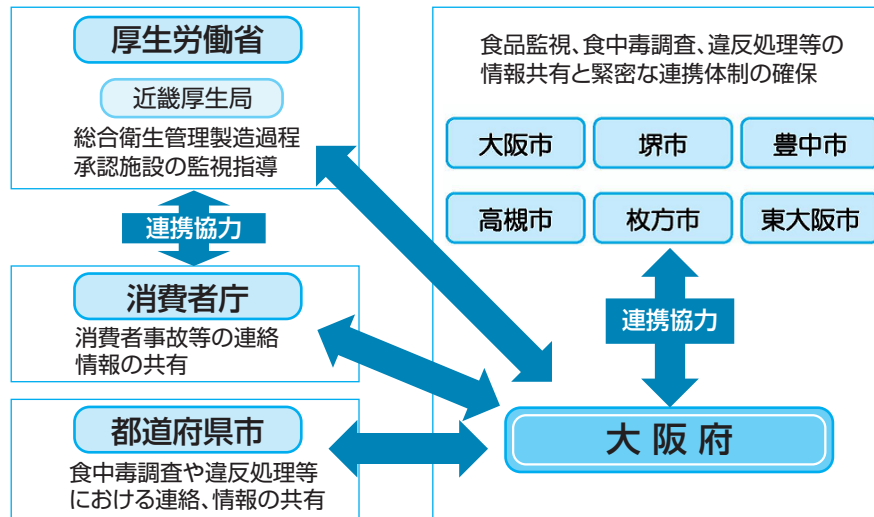
府は、国（厚生労働省及び近畿厚生局並びに消費者庁）との連携及び国への働きかけのもと、

- (1) 大規模な食中毒発生時や広域流通食品、輸入食品の違反発見時などの全国レベルでの対応が必要な事例においては、緊密な連絡調整や情報交換のもと連携して対応します。
- (2) 総合衛生管理製造過程承認施設に対し、近畿厚生局と連携して立ち入るなど、施設の衛生確保に努めます。
- (3) 厚生労働省に対し、食の安全安心確保に係る提言や要望を行います。

また、他の都道府県にまたがる広域的な食中毒事件や違反食品等の発見時においては、他都道府県等食品関係部局との緊密な連携のもと適切に対応します。

さらに、府から独立して食品衛生行政を所管する保健所設置市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市）との間で設置した「大阪府域自治体食品衛生主管課長連絡会」の開催など食品衛生に関する情報の交換や連携を図り、「オール大阪」としての取り組みを強化します。保健所設置市にまたがる事故が発生した場合には、保健所設

置市と協力して情報の収集を行い、府民・事業者向けの一元的な情報提供、迅速な事故対応・監視指導を行います。また、保健所設置市の監視指導等を一定のレベル以上に保つため、監視指導等の進め方を含めて短期に一定のレベルの監視指導を行えるよう職員研修の協力などの支援をします。



近畿地域における連携を目的とした「近畿府県市食品・乳肉衛生担当係長会議」や「近畿地域食の安全安心行政推進連絡会議」への参加、瀬戸内沿岸食中毒予防対策を目的とした「瀬戸内海沿岸観光府県市食中毒対策協議会」への参加などを通して、平常時及び緊急時における連絡体制を確保するとともに、食の安全安心の確保に関する情報共有及び意見交換を行います。

表示行政関係

食品偽装等違反により、府民の食の安全及び信頼を大きく損なっていること等を踏まえて、平成20年度に設置された府内の関係機関等で構成する「大阪食品表示監視協議会」において、府内の不適正な食品表示等に関する情報が寄せられた場合に、情報共有、意見交換を行い、関係機関が連携して、迅速に問題のある食品関連事業者への処分等、必要な対応を行います。

構成員

- ・大阪府（食の安全推進課・健康づくり課・流通対策室・消費生活センター・計量検定所）
- ・大阪府警察本部
- ・大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市
- ・近畿農政局
- ・独立行政法人農林水産消費安全技術センター（神戸センター）

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

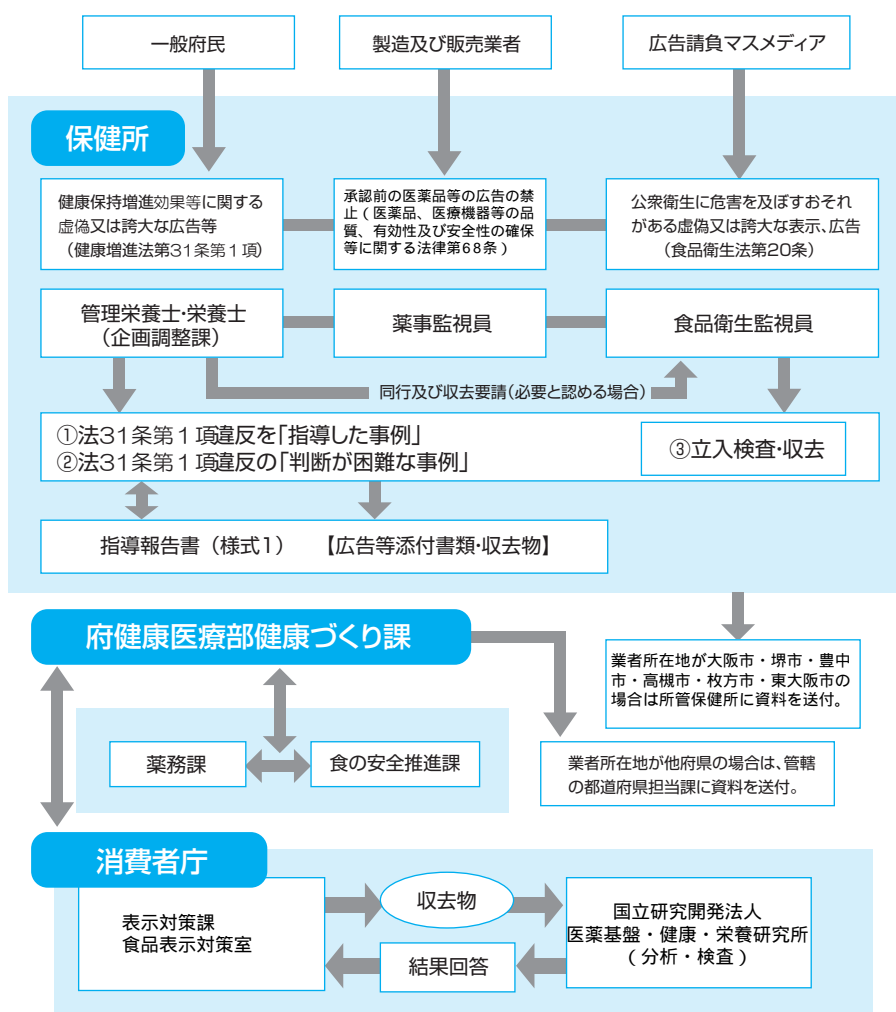
4 取組体制

5 付属資料

健康食品関係

健康増進法第31条第1項(誇大表示の禁止)に関する大阪府保健所における取扱いについて
健康保持増進効果等に関する広告等について

「著しく事実に相違する」または「著しく人を誤認させる」ような表示は禁止されています。そのような情報を府民等から保健所が探知した場合、下図の連携体制で取扱い処理していきます。



3 人材の育成

食の安全安心の施策を推進する人材の計画的な育成

府は、食品衛生監視員をはじめとする食の安全安心に係わる人材の育成のために、最新の知識や専門的な技術などに関する講習会や研修等を保健所設置市と協力して実施します。さらに、関係機関で開催される研修会等への派遣を行うなど、職員の資質の向上を図り、食品安全に関する課題に適切に対応できる体制を確保します。

第5章

資 料 等

- 1 大阪府食の安全安心推進条例
- 2 大阪府食の安全安心推進協議会
- 3 食の安全安心に関するアンケート実施結果概要について
- 4 食に関する危機管理関係マニュアル一覧
- 5 食の安全安心に関するお問い合わせ先
- 6 用語説明

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

資料等

1 大阪府食の安全安心推進条例

平成十九年三月十六日

大阪府条例第七号

大阪府食の安全安心推進条例をここに公布する。

大阪府食の安全安心推進条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 食の安全安心の確保に関する施策(第八条—第十八条)
- 第三章 健康被害の防止等に関する施策(第十九条—第二十二条)
- 第四章 雑則(第二十三条・第二十四条)

附則

安全で安心な食生活はすべての府民の願いであり、府民の健康を保護する上で極めて重要である。

私たちは、現在、国内外各地からの多様な食品により豊かな食生活を送っている。一方で、食品の安全性や表示への信頼性が損なわれる事案が相次いで発生したこと等により、食に係る不安や不信感が増大している。

大阪は、古くから「天下の台所」と呼ばれ、全国の農林水産物の流通拠点として、大きな役割を果たすとともに、独自の食文化を育んできた。食における誇りと伝統のある地域であることに加えて、近年、大規模な食中毒事件を経験したこともあいまって、府民の食の安全安心の確保への関心はかつてなく高まっている。

安全で安心な食生活は、生産技術の進歩や交易、流通の仕組み等の社会の変化と密接に関わっており、こうした食に関わる様々な分野の人々の協力によって初めて確保されるものである。府民の健康を守るため、府を始め、関係する機関及び団体、研究者、事業者、更には府民自らが、食に関わる様々な課題を十分認識し、それぞれの責務や役割を自覚し、共に協力して食の安全安心の確保に取り組むことを目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、食の安全安心の確保に関し、基本理念を定め、府及び食品関連事業者の責務並びに府民の役割を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、及び食品による健康被害を防止し、もって現在及び将来の府民の健康の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「食の安全安心」とは、食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼をいう。

2 この条例において「食品」とは、全ての飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品をいう。)及び医薬部外品(同条第二項に規定する医薬部外品をいう。)を除く。)をいう。

3 この条例において「食品等」とは、食品並びに添加物(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第二項に規定する添加物をいう。)、器具(同条第四項に規定する器具をいう。)、容器包装(同条第五項に規定する容器包装をいう。)及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。

4 この条例において「生産資材」とは、農林漁業において使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他の食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある資材をいう。

5 この条例において「食品関連事業者」とは、府の区域内において食品等又は生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

6 この条例において「特定事業者」とは、次に掲げる者及び団体であって、府の区域内に事業所又は事務所を有するものをいう。

- 一 食品等を生産し、又は輸入することを営む者
- 二 食品等を販売することを営む者であって、規則で定めるもの
- 三 第一号に掲げる者により構成される団体

(基本理念)

第三条 食の安全安心の確保は、府民の健康の保護が最も重要であるという認識の下で、必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、府民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

3 食の安全安心の確保は、食品等及び生産資材の安全性の確保に関する府、食品関連事業者、府民、有識者並びに関係する機関及び団体の相互間の情報及び意見の交換(以下「リスクコミュニケーション」という。)を促進することにより、行われなければならない。

4 食の安全安心の確保は、府、食品関連事業者及び府民の相互理解と協力の下に行われなければならない。

(府の責務)

第四条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食の安全安心の確保に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 府は、前項の施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と相互に連携及び協力するものとする。

(食品関連事業者の責務)

第五条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、自らが食品等及び生産資材の安全安心の確保について第一義的責任を有していることを認識し、関係法令を遵守して事業活動を行う責務を有する。

2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る食品等及び生産資材に関する正確かつ適切な情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

3 食品関連事業者は、前二項に定めるもののほか、府が実施する食の安全安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(府民の役割)

第六条 府民は、食の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるよう努めるものとする。

2 府民は、食の安全安心の確保に関する施策について、意見を表明するよう努めることによって、食の安全安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

3 府民は、府が実施する食の安全安心の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(環境に及ぼす影響への配慮)

第七条 府、食品関連事業者及び府民は、食の安全安心の確保に関する取組を推進するに当たっては、当該取組が環境に及ぼす影響について配慮するものとする。

第二章 食の安全安心の確保に関する施策

(食の安全安心推進計画の策定)

第八条 知事は、次に掲げる事項を定めた食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「食の安全安心推進計画」という。)を策定するものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき食の安全安心の確保に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 知事は、食の安全安心推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大阪府食の安全安心推進協議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。

3 知事は、食の安全安心推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、食の安全安心推進計画の変更について準用する。

(監視、指導等)

第九条 府は、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食品等の安全性を確保するため、監視、指導その他の法令及び条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。

(リスクコミュニケーションの促進)

第十条 府は、リスクコミュニケーションの促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

(緊急時の体制の整備)

第十一条 府は、食品による人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第十二条 府は、食品等の安全性の確保に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究及び技術開発を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第十三条 府は、食品等の安全性に関する最新の情報を収集し、整理、分析等を行い、府民及び食品関連事業者に提供するものとする。

(表示の適正化の推進)

第十四条 府は、食品等の表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品等の表示に係る制度の普及及び啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(知識の普及啓発等)

第十五条 府は、府民に対し、食の安全安心の確保に関する知識の普及及び啓発に努めるとともに、食育の推進を通じて、食の安全安心の確保に関する意識の向上を図るものとする。

(食品関連事業者の取組の支援)

第十六条 府は、食品関連事業者の食の安全安心の確保に関する自主的な取組を促進するため、情報の提供、助言、認証その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第十七条 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関する施策の実施状況について、その概要を公表しなければならない。

(顕彰の実施)

第十八条 知事は、食の安全安心の確保に関し、特に優れた取組をした者の顕彰に努めるものとする。

第三章 健康被害の防止等に関する施策

(健康被害の拡大防止のための情報の公表)

第十九条 知事は、府の区域内で食品によるものと疑われる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、食品衛生法に基づく報告の徴収、検査、調査等の結果、当該重大な被害が当該食品によるものである蓋然性が高く、かつ、拡大するおそれがあると認めるときは、必要に応じ大阪府食品健康被害防止審議会の意見を聴いた上で、速やかにその旨を公表するものとする。

(自主回収の報告)

第二十条 特定事業者は、その生産し、輸入し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

一 食品衛生法の規定に違反し、又は違反する疑いがあるとき(同法第十九条第二項の規定に違反し、又は違反する疑いがあるときを除く。)

二 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第四条第六項に規定する食品表示基準(同条第一項第一号のアレルゲン、保存の方法又は消費期限に係る基準その他の規則で定める基準に限る。)に従った表示がされておらず、又はされていない疑いがあるとき。

2 特定事業者(第二条第六項第二号に掲げる者を除く。)のうち、自ら生産し、又は輸入した食品等を当該生産し、又は輸入した事業所、事務所その他その業務を行う場所において、他の者を経ることなく直接府民に販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。

3 特定事業者が自主的な回収に着手した食品等が、次の各号のいずれかに該当する場合については、第一項の規定は、適用しない。

一 府の区域内に流通していないことが明らかな場合

二 府民に販売されていないことが明らかな場合

(平二七条例三六・一部改正)

(回収の報告に係る指導等)

第二十一条 知事は、前条第一項の規定による報告に係る回収の措置が、人の健康に係る被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないと認めるときは、当該報告を行った特定事業者に対し、回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。

- 2 知事は、前条第一項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る食品等が流通する地域を管轄する地方公共団体の長に当該報告に係る情報を提供するものとする。
- 3 前条第一項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前条第一項又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を公表するものとする。
- 5 知事は、前条第一項の規定による報告に係る回収が行われた食品等が府の区域内に存在する場合にあっては、当該食品等に係る措置について指導することができる。

(平一九条例七八・一部改正)

(農林水産物の生産過程での法令の遵守)

第二十二條 知事は、府の区域内に流通している農林水産物について、その生産過程において適用される法令に違反し、又は違反する疑いがあることが判明した場合には、当該農林水産物の生産地を管轄する地方公共団体の長に対し、同様の事象の再発を防止するために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第四章 雑則

(事務処理の特例)

第二十三條 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

- 一 第二十条第一項の規定による報告の受理に関する事務
- 二 第二十一条第一項の指導に関する事務
- 三 第二十一条第二項の規定による情報の提供に関する事務
- 四 第二十一条第三項の規定による報告の受理に関する事務
- 五 第二十一条第五項の規定による指導に関する事務

(平一九条例七八・追加)

(規則への委任)

第二十四條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一九条例七八・旧第二十三条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第十九条の規定は同年十一月一日から、第二十条及び第二十一条の規定は平成二十年四月一日から施行する。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

2 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

大阪府食の安全安心推進協議会	大阪府食の安全安心推進条例(平成十九年大阪府条例第七号)第八条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)に規定する事項その他食の安全安心の確保についての重要事項の調査審議に関する事務
----------------	--

附 則(平成一九年条例第七八号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二十三年条例第四十二号)

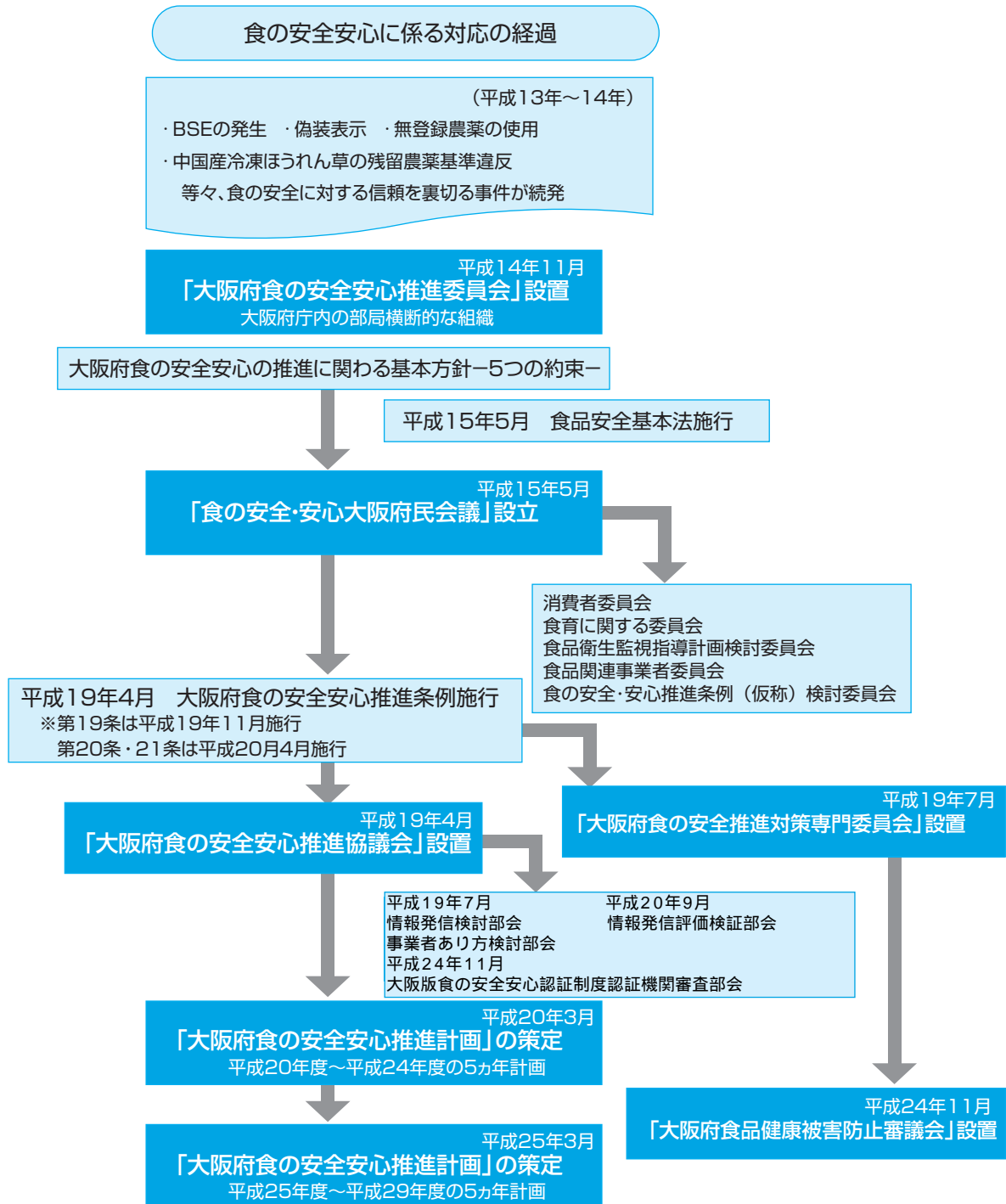
この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年条例第二百二十九号)

この条例は、平成二十四年十一月一日から施行する。

2 大阪府食の安全安心推進協議会

平成19年4月1日に大阪府食の安全安心推進条例を施行し、知事の附属機関として食の安全安心の確保についての重要事項を調査審議する「大阪府食の安全安心推進協議会」を設置しました。



3 食の安全安心に関するアンケート実施結果概要について

(1) 流通している食品に対する安心と不安の傾向

これまでのアンケートの結果は、第1章「2 食の安全安心に関する府民意識〈図 安心と不安の傾向〉」（3ページ）のとおりです。

平成15年5月は、国内でのBSEの発生や牛肉等の偽装表示、輸入農産物から農薬の残留基準違反が発見されるなど府民の食への不信感を増大する事件が相次ぎ、アンケートの結果もそのような社会情勢を明確に表しています。

また、平成19年は、相次ぐ偽装表示が発覚したこともあり、社会情勢を反映した傾向が、アンケート調査結果にも表れています。

さらに、第1期大阪府食の安全安心推進計画の実施期間（平成20年4月～平成25年3月）には、安心の割合が不安の割合に比べて、徐々に高くなっています。

(2) 不安の内容（要素）

下記の「表 府民が感じる不安の要素」のとおり、過去のアンケートで不安の内容（要素）を調査しています。

調査結果をみると、不安の中身は、その時代の事件を背景にしており、不安の項目に関しては、「偽装表示」が常に上位になっており、続いて「輸入食品の安全性」「食品添加物の不正使用」「残留農薬」等が上位になっています。

これらの結果から、食に対する不安には、事業者のコンプライアンスや化学物質等の要素が大きく関わっていることがわかります。

表 府民が感じる不安の要素

実施時期	1位	2位	3位
15年5月	農薬の不正使用や残留	添加物の不正使用	偽装表示
16年9月	偽装表示	輸入食品の安全性	食品添加物の不正使用
17年9月	偽装表示	輸入食品の安全性	農薬の不正使用や残留
18年9月	輸入食品の安全性	偽装表示	農薬の不正使用や残留
19年7月	偽装表示	輸入食品の安全性	抗生物質等の残留
21年2月	偽装表示	輸入食品の安全性	抗生物質等の残留
22年1月	偽装表示	輸入食品の安全性	食品添加物の不正使用
23年1月	偽装表示	輸入食品の安全性	食品添加物の不正使用
23年10月	偽装表示	輸入食品の安全性	食品添加物の不正使用
24年9月	偽装表示	輸入食品の安全性	有害物質

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

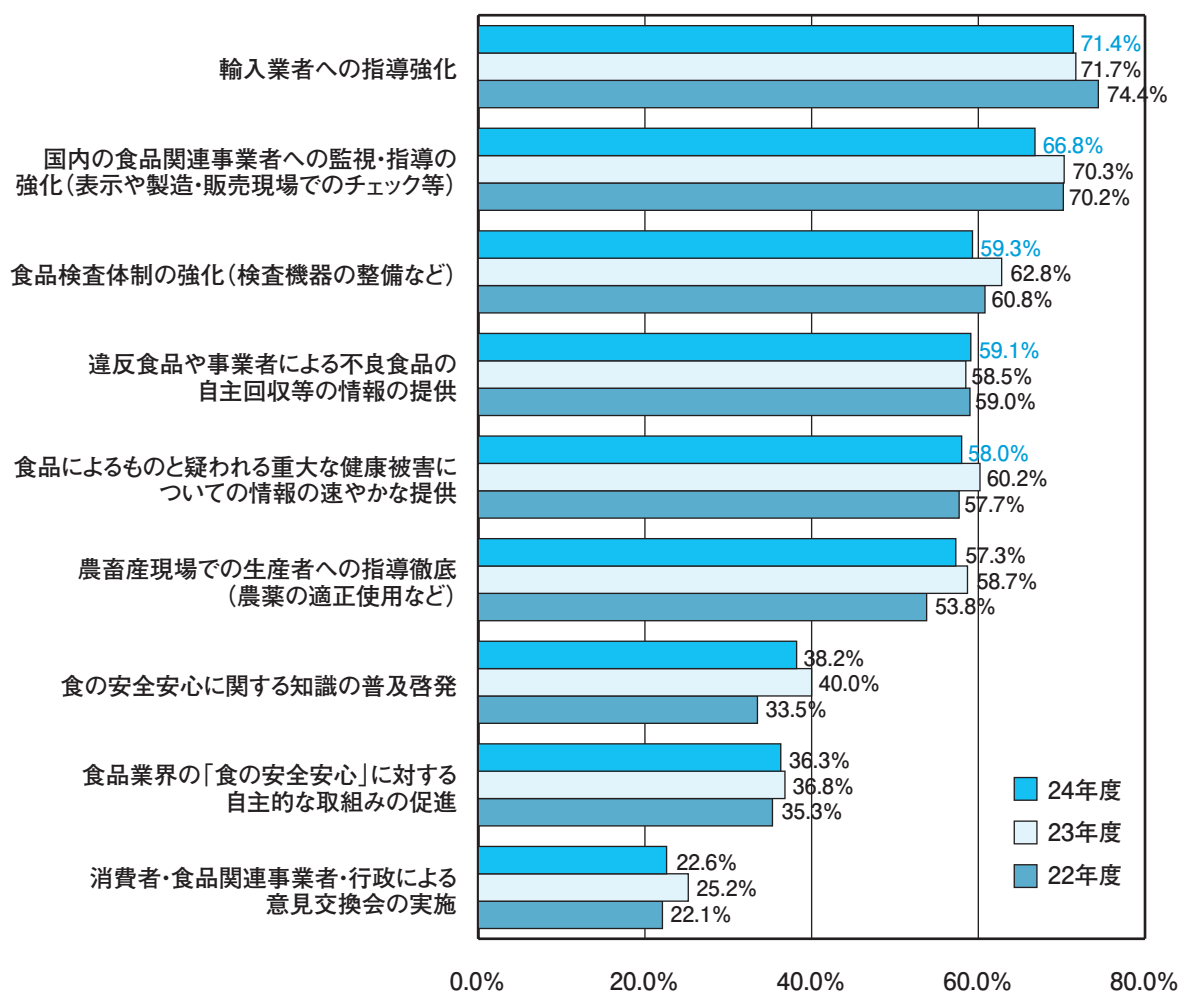
(3) 食の安全安心について行政へ期待することは

食の安全安心について行政に期待することについては、

- ・「輸入業者への指導強化」71.4%
 - ・「国内の食品関連事業者への監視・指導の強化」66.8%
 - ・「食品検査体制の強化」59.3%
 - ・「違反食品や事業者による不良食品の自主回収等の情報の提供」59.1%
 - ・「食品によるものと疑われる重大な健康被害についての情報の速やかな提供」58.0%
- の順となっています。

府民は、行政に対して、監視指導や検査体制の強化、情報提供の充実を期待していることがわかります。

図 食の安全安心についての行政への期待の経年変化



4-1 食に関する危機管理マニュアル一覧

◎：マニュアル作成課（室） ○：関係課（室）

部局名	所管課	No.	マニュアル名	関係室課（庁内）														「大阪府食の安全安心推進委員会」以外の関係室課	
				健康医療部				環境農林水産部				福祉部				教育庁			
				健康医療総務課	医療対策課	地域保健感染症課	薬務課	食の安全推進課	環境衛生課	農政室推進課	流通対策室	水産課	動物愛護畜産課	地域福祉推進室	障がい福祉室	高齢介護室	子ども室		私学課
健康医療部	健康医療総務課	1	大阪府健康危機管理基本指針	◎	○	○	○	○	○										府警察
	食の安全推進課	2	大阪府食中毒対策要綱	○	○	○	○	◎	○	○			○	○	○	○	○	○	府警察
			大阪府食中毒対策要綱別表																
	食の安全推進課	3	食の安全安心推進条例第19条にかかる運用指針	○				◎											
	食の安全推進課・薬務課	4	健康食品等による健康被害相談の処理手順(処理フロー)				◎	◎											
環境衛生課	5	大阪府飲料水健康危機管理実施要領			○			◎											
環境農林水産部	農政室推進課	6	農薬の不適正な販売・使用発生時における対応マニュアル				○	○		◎	○								
	水産課	7	有害プランクトン対策マニュアル					○			○	◎							

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

4-2 食に関する危機管理マニュアルの目的

(1) 大阪府健康危機管理基本指針（健康医療部健康医療総務課）

この指針は、有害物質（毒物、劇物等、身体に障害を及ぼす化学物質をいう。）、食中毒、感染症、医薬品、飲料水その他の原因により府民に健康被害が発生した場合に、被害者の救助と被害の拡大を防止するために必要な事項を定める。

(2) 大阪府食中毒対策要綱 大阪府食中毒対策要綱別表（健康医療部食の安全推進課）

本要綱は、本府において食中毒（その疑いを含む。以下同じ。）事件発生時に、迅速かつ的確に事件の原因を追求し、原因となった食品や発生の機序を排除するとともに、有症者への医療対策や必要に応じた対策本部の設置等適切な措置を講じ、もって衛生上の危害の拡大を防止することを目的とする。

(3) 食の安全安心推進条例第19条にかかる運用指針（健康医療部食の安全推進課）

本運用指針は、大阪府食品健康被害防止審議会の意見を踏まえ、これから経験するかもしれない飲食に起因する衛生上の健康被害発生拡大を防止するため、迅速かつ適正な情報提供を行うため作成したものである。

(4) 健康食品等による健康被害相談の処理（処理フロー）（健康医療部食の安全推進課・薬務課）

住民、医療機関等からの健康食品等（無承認無許可医薬品を含む。）による健康被害相談を迅速に処理し、健康被害の拡大を防止するため定める。

(5) 大阪府飲料水健康危機管理実施要領（健康医療部環境衛生課）

飲料水を原因とする健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理を適正に進めるため、必要な事項について定める。

(6) 農薬の不適正な販売・使用発生時における対応マニュアル（環境農林水産部農政室推進課）

このマニュアルは、(1)農薬の不適な販売、使用が明らかになった場合 (2)残留農薬の分析により不適正な農薬使用（疑惑を含む）が判明した場合 における情報伝達体制及びその対応手順等について定め、事案発生時に円滑に対応することを目的とする。

(7) 有害プランクトン対策マニュアル（環境農林水産部水産課）

このマニュアルは、大阪湾において、赤潮等による漁業被害を及ぼす恐れのあるプランクトン及び貝毒を蓄積させる恐れのあるプランクトンが発生した場合や、アサリ及び漁獲対象となっている二枚貝並びに二枚貝を捕食するイシガニ等に貝毒の蓄積が見られた場合における情報収集及び伝達体制を定め、円滑に対応することを目的とする。

4-3 その他の危機管理マニュアル

(1) 大阪府高病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領（環境農林水産部動物愛護畜産課）

家畜保健衛生所による立入検査等を通じた監視体制と養鶏農家自らが実施する発生予防対策（自衛防疫）の双方を強化するとともに、本病が発生した場合のそれぞれの防疫措置に係るマニュアルを作成し、関係者全員が本病防疫対策を十分認識し、迅速かつ的確な防疫対策を図るために作成したものである。

(2) 大規模食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル（健康医療部食の安全推進課）

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく大規模食鳥処理場における食鳥検査時の高病原性鳥インフルエンザに関する検査、スクリーニング検査陽性時の連絡体制等について定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(3) BSE発生時の措置マニュアル（健康医療部食の安全推進課・環境農林水産部動物愛護畜産課）

2カ所の食肉衛生検査所において、BSEスクリーニング検査を実施しているが、陽性となった場合、迅速に対応できるよう関係機関への連絡体制を確立している。

また、生産農家が大阪府内であった場合の対応については動物愛護畜産課の「BSE検査陽性牛発生時の対応マニュアル」に基づいている。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

5 食の安全安心に関するお問い合わせ先

- **健康医療部食の安全推進課**
電話：06-6944-6703 Fax：06-6942-3910
HP：http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/
- **健康医療部薬務課**
電話：06-6944-7129 Fax：06-6944-6701
HP：http://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/
- **健康医療部保健医療室健康づくり課**
電話：06-6944-6694 Fax：06-6941-6606
HP：http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/
- **環境農林水産部農政室推進課**
電話：06-6210-9590 Fax：06-6614-0913
HP：http://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/
- **環境農林水産部流通対策室**
電話：06-6210-9606 Fax：06-6210-9604
HP：http://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/
- **環境農林水産部動物愛護畜産課**
電話：06-6210-9616 Fax：06-6613-6276
HP：http://www.pref.osaka.lg.jp/doubutu/
- **環境農林水産部水産課**
電話：06-6210-9612 Fax：06-6210-9611
HP：http://www.pref.osaka.lg.jp/suisan/
- **福祉部子ども室子育て支援課**
電話：06-6944-6678 Fax：06-6944-3052
HP：http://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/
- **教育庁私学課**
電話：06-6210-9273 Fax：06-6210-9276
HP：http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/
- **教育庁教育振興室保健体育課**
電話：06-6944-6903 Fax：06-6941-4815
HP：http://www.pref.osaka.lg.jp/hokentaiku/
- **教育庁市町村教育室小中学校課**
電話：06-6944-3816 Fax：06-6944-3826
HP：http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/
- **地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所**
電話：06-6972-1321 Fax：06-6972-2393
HP：http://www.iph.osaka.jp/
- **大阪府消費生活センター**
電話：06-6612-7500 Fax：06-6612-0090
HP：http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/
- **大阪府中央卸売市場**
電話：072-636-2011 Fax：072-636-2016
HP：http://www.pref.osaka.lg.jp/fuichiba/

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

6 用語説明

用語	説明
アレルギー物質	<p>食物の摂取により、生体に障害を引き起こす反応のうち、体の免疫機能から、発疹等の症状が出現するものを食物アレルギーといいます。</p> <p>近年、このアレルギー物質を含む食品による健康被害が増加しています。そこで、2001年4月より、特定の食品に対してアレルギー症状を起こす人の健康被害の発生を防止する観点から、食物アレルギーを引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に患者数が多い食品、あるいは発症した際に症状が重篤な食品について、食品衛生法で表示を義務づけることになりました。</p> <p>現在、えび、かに、小麦、そば、卵、乳及び落花生の計7品目（特定原材料）の表示を義務付け、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご及びゼラチンの計20品目（特定原材料に準ずる原材料）について表示を奨励しています。</p>
貝毒	<p>貝毒とは、主に二枚貝（ホタテガイやアサリなど）が、毒素を持った植物プランクトンを餌として食べることによって、体内に毒を蓄積させる現象のことをいいます。</p> <p>貝毒のうち、日本で問題となるのは、麻痺性貝毒と下痢性貝毒です。これらの毒成分は、熱に強く、加熱調理しても毒性は弱くなりません。</p> <p>貝毒は、餌となる植物プランクトン由来の毒素で、プランクトンが発生しなくなれば、二枚貝の体内の毒は、減少する特徴があります。</p>
GAP手法 (農業生産工程管理手法)	<p>GAP(Good Agricultural Practice)手法とは、安全な農産物生産はもとより、環境保全や経営改善等のため、農作業ごとに、適切な管理基準を作成し、その実践方法を示したものです。</p>
牛トレーサビリティ法	<p>2001年に国内初のBSE感染牛が発見されたのを契機に食の安全を守る方法として、2002年に「牛海綿状脳症対策特別措置法」が制定され、すべての国内牛に耳標を付け、生年月日や移動履歴を管理できるようにしました。</p> <p>さらに、2003年に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(牛トレーサビリティ法)」が法制化され、2003年12月、生産からと畜まで、2004年12月、小売・販売・流通業者にも履歴情報の管理が適用されるようになりました。</p> <p>日本国内の牛は一頭ごとに「耳標」による個体識別番号を付けて「独立行政法人家畜改良センター」に登録されます。この番号を「個体識別番号」といい、この番号を使って、履歴(生年月日、性別、品種、移動などの情報)が調べられます。</p>
クドア	<p>クドアは魚の筋肉に寄生する寄生虫です。クドアの一種である <i>Kudoa septempunctata</i> (クドア セブテンプンクタータ) は、ヒラメに寄生することが知られており、クドアが寄生したヒラメの刺身を食べて、一過性の嘔吐や下痢が起きた食中毒事例が報告されています。</p>

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

健康増進法	我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的として施行された法律です。
公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）	ACAP(エイキャップ)は「The Association of Consumer Affairs Professionals」の略で、お客様相談室など企業・団体の消費者関連部門の責任者・担当者等で組織されています。1980年に設立されて以来、消費者・行政・事業者相互の信頼の構築に向けて、各種研修、調査、消費者啓発活動を行っています。
高病原性鳥インフルエンザ	<p>鳥インフルエンザウイルスの感染により、鶏、あひる、七面鳥、うずら等（以下、家きん）に高い死亡率を示す疾病をいい、現在までに本病を引き起こしたウイルスは全てA型インフルエンザのH5またはH7亜型に限定されています。</p> <p>家きんが感染すると、突然、死亡率が上昇し、高い場合には100%に達します。症状は、とさか・肉垂のチアノーゼ（紫色に変色）、出血、壊死、顔面の腫れ、脚部の皮下出血、産卵低下又は停止、神経症状（うずくまり、首曲がりなど）、呼吸器症状（咳など）、下痢などですが、急性死亡例ではこれらの症状が認められないことが多いです。</p>
米トレーサビリティ法	<p>「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の略称。</p> <p>問題が発生した場合などに、流通ルートを速やかに特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務付けるものです。</p>
サーベイランス	問題の程度を知る、又は実態を知るために調査をすることをいいます。
飼養衛生管理基準	食品の安全性の確保のため、平成16年9月、家畜伝染病予防法に基づき制定された、家畜の所有者が遵守すべき衛生管理方法に関する基準のことです。
食品安全基本法	<p>食品の安全性の確保に関し、「国民の健康の保護が最も重要である」という基本的認識のもとに、「食品供給行程の各段階における適切な措置」「国際的動向及び国民の意見に配慮しつつ、必要な措置が科学的知見に基づき講じられることによる国民の健康への悪影響の未然防止」を行うことを基本理念と定めるとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律です。</p> <p>また、内閣府食品安全委員会の設置根拠法令です。2003年5月23日に公布され、2003年7月1日に施行されました。</p>

<p>食品衛生指導員</p>	<p>食品衛生の向上と業界の発展を期するため組織された社団法人大阪食品衛生協会が食品業界の自主衛生管理の推進を図るため、その責任者として任命する者をいいます。協会が実施する研修を受講することが必要です。</p>
<p>食品衛生法</p>	<p>飲食を原因とする危害の発生を防止するとともに、国民の健康保護を図ることを目的とした法律です。この目的を達成するため食品、添加物等について規格や基準を設けて安全確保のための規制を行うとともに、これらが適正になされているかの確認のため、監視指導や食品の検査を実施しています。</p> <p>また、違反食品や食中毒発生時には、被害の拡大防止等のため、違反品の回収、廃棄や営業の禁止・停止等の処分が図られるよう規定されています。</p> <p>なお、都道府県等においては、食品衛生法に基づいて、営業施設についての施設基準や食品等事業者が守るべき衛生上の基準を設けています。</p>
<p>食品表示110番</p>	<p>農林水産省において、食品表示に対する消費者の関心が高まっていること及び食品の品質表示の一層の適正化を図る観点から、広く国民の皆様から食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報などを受けするために設置したホットラインのことをいいます。</p>
<p>食品表示法</p>	<p>食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設するために平成27年4月に施行された新しい法律です。</p>
<p>JAS法（農林物資の規格化に関する法律）</p>	<p>農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図ることを目的とします。</p> <p>農林水産大臣が制定した日本農林規格（Japanese Agricultural Standards：JAS）による格付検査に合格した製品にJASマークを付けることを認めるJAS規格制度（有機食品の検査、認証を含む）が中心です。</p> <p>なお、平成27年4月の食品表示法の施行に伴い、旧JAS法の食品表示に関する規定が食品表示法に移管されました。</p>
<p>総合衛生管理製造過程</p>	<p>HACCP手法の概念を取り入れた食品の製造過程であり、事業者の任意の申請に基づく厚生労働大臣の承認制度です。</p> <p>牛乳類、クリーム・アイスクリーム・乳飲料類、清涼飲料水、食肉製品、魚肉ねり製品及び容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造過程が対象となっています。</p>
<p>トレーサビリティ</p>	<p>いつ、どこから入荷し、どこへ出荷したかを各事業者が個々に記録しておくことにより、物品がどこから来てどこへ行ったか「移動を把握できる」ようにしておくことです。</p> <p>食品の製造においては、食品関連事業者が、各自取り扱う商品（食品）の移動に関する記録を作成・保存することによって、結果として、生産から小売まで、食品の移動の経路を把握することが可能となり、食品事故が発生した際の迅速な回収等に役立ちます。</p>

- 1 現状と課題
- 2 基本理念
- 3 基本施策
- 1 生産から消費
- 2 健康被害防止
- 3 情報の提供
- 4 事業者支援
- 4 取組体制
- 5 付属資料

独立行政法人家畜改良センター	<p>日本における畜産の発展と国民の豊かな食生活に貢献することを使命とし、新技術を活用した家畜の育種改良、遺伝資源の保存、飼養管理技術の改善、優良な飼料作物種苗の供給による自給飼料の生産拡大に努めている法人です。また、種畜及び飼料作物種苗の検査、牛個体識別システムの的確な運営、遺伝子組換え生物に係る検査を通して、安全な畜産物の確保に努めるとともに、伝染性疾病や自然災害が発生した場合の緊急対応の実施により地域の畜産業の支援を行っています。これらの取組を通じ、畜産農家や消費者のニーズに応えるべく様々な業務を行っています。</p>
農薬管理指導士	<p>農薬の取扱い等で一定以上の実務経験があり、府の講習を受講し、農薬の適正使用を指導できると府知事から認定された人のことをいいます。</p>
農薬取締法	<p>農薬の規格や製造・販売・使用等の規制を定める法律で、1948年に制定されました。</p> <p>農業生産の安定、国民の健康保護、生活環境の保全、農薬の品質の適正化とその安全・適正な使用の確保を図ることを目的として制定されており、そのために、農薬について登録制度を設けて、販売・使用の規制を行っています。</p> <p>例えば、農薬の製造業者や輸入業者は、農薬を販売する際に、容器に登録番号・内容量・使用上の注意事項・有効年月などの表示をしなくてはなりません。</p> <p>また、無登録農薬の製造・輸入・使用の禁止を含む、改正法が2003年より施行されています。</p>
HACCP	<p>「Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析重要管理点）」の略で「ハサップ」などと呼ばれています。宇宙食の安全性を確保するためにアメリカで開発された食品の衛生管理手法のことです。</p> <p>食品の製造工程全般を通じて危害の発生原因を分析し、重要管理事項を定め、一層の安全確保を図る科学的な管理手法で、世界的に優良な衛生管理基準とされています。</p>
BSE	<p>Bovine Spongiform Encephalopathy（BSE：牛海綿状脳症）は、1986年に英国で初めて確認された牛の病気で、脳組織が空洞化し海綿状（スポンジ状）となります。</p> <p>感染すると2年から8年の潜伏期間の後、発病し、運動失調などの神経症状を呈し、発病後2週間から6か月で死に至ります。</p> <p>この病気は、「異常プリオン蛋白質」が原因とされており、特定部位（脳、せき髄、眼及び小腸の一部）及び背骨の神経節に蓄積されます。</p> <p>これらの部位は、食肉処理時に適正に処理され、食用に供されることはありません。</p>
リスクコミュニケーション	<p>地域コミュニティを構成する関係者（市民・行政・企業など）がコミュニケーション（対話）を通じて、リスクに関する情報を信頼関係の中で共有し、リスクを低減していく試みのことです。</p> <p>リスクとは、私たちの健康や暮らしに影響を与えることから（地震や風水害などの自然災害、交通事故や産業事故などの人為的な災害、様々な疾病など）の危険性（危害の程度×発生確率）のことをいいます。</p>



本冊子の表紙は、大阪府立港南造形高等学校3年生山本光さんのデザインをもとに作成しました。



大阪府

大阪府健康医療部食の安全推進課

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

TEL 06(6944)6703 / ファックス 06(6942)3910

ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/shokuhin/>

この冊子は1,000冊作成し、1冊あたりの単価は900円です。